ISSN 0286—9047

山口県文書館研究紀要

第 11 号

研　　究

長州藩編纂事業史（其の三）……広　田　暢　久…1

山口県「忠孝節義」褒賞の特質と実態 …… 北　川　　健…21
—「明治五年・村役人層集中」説への疑問と批判—

史料紹介

東寺百合文書における防長関係史料 …… 百　田　昌　夫…39

大正昭和初期山口県下の新聞紙発行状況 …… 戸　島　　昭…57

山口県文書館架蔵統計史料目録 …… 吉　本　一　雄…(1)

報　　告

業務報告(昭和58年度) ……79

昭 和 59 年 3 月

山 口 県 文 書 館

長州藩編纂事業史（其の三）

広田暢久

五　寺社証文の編纂

永田瀬兵衛が「閥閲録」の編纂と並行して編纂したものに、「寺社証文」がある。この「寺社証文」の編纂は、「閥閲録」の編纂を藩主毛利吉元から命ぜられる一年前に下された。

（其の一）

御国中寺社縁起并開基、尤御証文等写差出せ、一社一寺切ニ類寄せ被仰付候、当御留守中ニ写相集、来年御帰国之上、本書銘々持参引合候已後、御記録可被仰付との御事

右之通其方ゑ被仰付候間、可遂其節候事

右永田瀬兵衛へ被仰渡

（其の二）

覚

一、寺社之縁起　寺家ハ本寺末寺ニ至迄

但、縁起無之申伝有之寺社ハ、其由緒住職代々之道号法名、神主代々之称号実名

一、御家之御証文并古来之証文旧記等

一、棟札・鐘銘等之類　近年之製作御用ニ無之

一、什宝

右之通御両国大小之寺社より写可差出之由可有沙汰候、追て本書と校合被仰付候条、聊無相違様ニ写可被申付候、写出来次第、永田瀬兵衛方え可被相渡候事

但、右御用永田瀬兵衛へ被仰付候条、猶又追々瀬兵衛より好書之趣も可有之候条、依其品可有沙汰候事①

右の両通の史料は、藩主の口頭指示を書きとめた「御意控」に記載されているものである。他の史料にみられる年月日と宛先の記載がみあたらないが、享保四年（一七一九）三月のところに記載されているので、この時点に発せられたものであろう。また、宛先は寺社奉行宛と考えてよいと思うし、（其の一）で「寺社証文」編纂の基本方針と示し、（其の二）で収録内容の具体案が指示されている。以上のことをまとめると次のようになる。

(1)国中の寺社から縁起・開基・証文（什書）などを提出させ、それを一寺社ごとにまとめよ。

(2)右のことは今年（享保四年）に行い、明年はこの写本と原本を対校して記録（文書集）を作成せよ。

(3)寺社の縁起は本寺社だけでなく、末寺末社に至るまで書き上げ、縁起がない寺社はそれにかわる由緒を書かせ、寺院は歴代の住職名・道号・法名、神主は歴代の称号・実名を提出させること。

(4)毛利家から発給した文書だけでなく、古来から相伝した文書・旧記も提出させること。

(5)棟札や鐘銘の写本、什宝類もその内容についての説明書を提出させること。但し近年の作製物は書き上げなくてよい。

(6)写本と原本の校合は永田瀬兵衛に命じたので、瀬兵衛からそれについて願い出があった時はそのとおりに取り計うこと。

このような藩主毛利吉元の口頭指示により、寺社の記録の編纂事業は始められたと考えられる。しかし、翌享保五年（一七二〇）に発せられた「閥閲録」の編纂事業とこの事業は重複することから、享保五年に完成することは当初から無理であったと考えられる。

では、この永田瀬兵衛が編纂した「寺社記録」が現存しているのであろうか。結論的にいうならば、県庁旧藩記録中に見出だされる「寺社証文」がこれであるといえる。「寺社証文」は製本・装幀共に「閥閲録」そっくりであり、全三〇冊に五六寺社分が収録され、外に「寺社御証文目録」が添えられている。ただ外見上異なる点があるとすれば、表紙の表題が「閥閲録」の場合は「閥閲録二十五」というように表題と巻次（冊数）が数字で示されているが、「寺社証文」の場合は「阿弥陀寺」と収録寺社名が表紙に記入されていることくらいである。これは同一編者により同時期に編纂されたことを物語るものであろう。

しかし両書の収録内容はずい分異なっている。「閥閲録」が基本的には家臣各家所持の文書と略系から構成されて

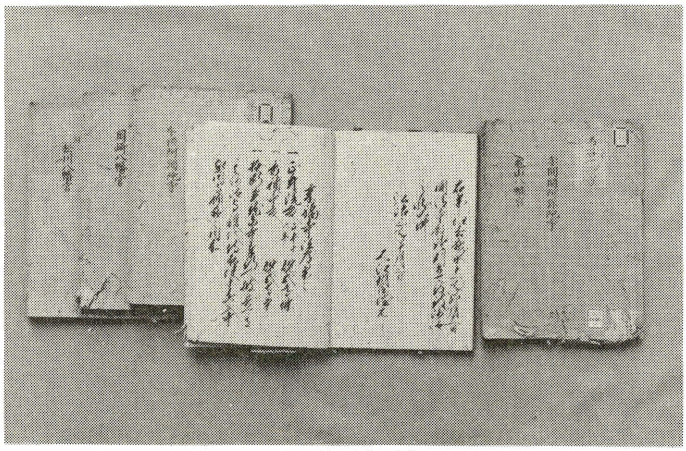

寺社証文原本

いるのに対し、「寺社証文」は(1)縁起（由来・起源）、(2)歴代住職・神官名、(3)什書、(4)什宝、(5)棟札、(6)鐘銘、(7)末寺・末社名、(8)開基名・牌名・奉納詩歌・開基開山行状・系図などが収録されている。これらを一覧表にしたのが表一である。これでみると、縁起・歴代・什書は各寺社にとり報告しやすい事例であったためか比較的に多く収録されているのに対し、残りの事項についての収載例は少ない。このことは本書が什書（文書）を収録することを目的に編纂されたものと考えてよいであろう。

次に「寺社証文」に記載されている寺社は、どのような基準で選出され、地域的な分布状況はどうなっているかをみてみよう。防長両国内における寺社数は、後年編纂された「寺社由来」によると二、〇一六寺社であるから、本書記載寺社は全体の三パーセントにも達していない。確かに記載寺社は両国内の「主要寺社」[2]に違いないが、古寺社ということはできない。なぜかといえば、「式内社」という見地からみても、防長両国の式内社一〇社のうち、記載社は四社に過ぎないからである。

では、分布状況から記載基準が分るのではないかという目的で作成したのが図一である。これでみると、約半数以上が山口とその近辺地域に集中し、残りが徳山・防府・舟木・長府の四地域の近辺にほぼ限定され

表1　寺社証文収録寺社別内容一覧

寺社名	縁起由来	歴代	什書	什宝	棟札	鐘銘	末寺・末社	その他
1深川村大寧寺	○	○	○	○		○	○	○
2赤間関町阿弥陀寺	○	○	○			○		
3赤間関町亀山八幡	○	○						
4佐佐村　南原寺	○	○	○				○	
5舟木村瑞松庵	○	○	○				○	
6舟木村岡崎八幡	○	○	○				○	
7牟礼村阿弥陀寺	○		○					○
8俵山村能満寺	○		○	○				
9俵山村松川八幡	○		○				○	
10御堀村乗福寺	○		○		○	○		○
11萩　町春　日		○	○					
12末益村惣社八幡	○		○					○
13棚井村恒石八幡			○					
14末延村末延八幡					○			
15万倉村別府八幡			○		○			
16岐波村南北八幡			○					
17棚井村東隆寺	○							○
18棚井村浄名寺			○					
19一ノ宮村長門一宮	○		○					
20長府町長門二宮			○					
21山口町興隆寺			○	○				
22山口町善福寺		○	○					○
23山口町常営寺	○		○	○			○	○
24山口町大通院		○	○					
25山口町妙寿寺	○	○						
26山口町周慶寺			○	○				
27山口県長寿寺	○		○					
28山口町永福寺	○	○	○					

寺社名	縁起由来	歴代	什書	什宝	棟札	鐘銘	末寺・由来	その他
2小郡村妙湛寺	○							
30山口町竜福寺		○	○					○
31山口町俊竜寺	○							○
32山口町真如寺	○	○	○				○	
33仁保村源久寺	○	○						○
34仁保村見性院	○	○						
35仁保村正法寺	○	○						
36仁保村養徳院	○	○	○					
37山口町今伊勢	○		○					
38山口町祇　園		○	○					
39山口町高嶺山王		○	○					
40山口町能　野		○	○					
41防府町国分寺	○	○	○		○		○	○
42防府町天満宮	○	○	○	○				
43山口町三　宮	○		○	○				
44山口町能天満宮			○					○
45仁保村八　幡					○			○
46大崎村一　宮		○	○					
47徳山村四能宮			○					
48長穂村竜文寺	○	○	○			○	○	○
49富田村建咲院	○	○	○		○			
50徳山村興元寺	○	○	○		○			
51山口町今八幡	○	○	○		○		○	
52山口町多賀社		○	○					
53山口町厳　島		○	○					
54小鯖村禅昌寺	○			○				
55小鯖村泰雲寺	○	○	○	○				○
56山口町瑠璃光寺		○	○	○				○

図1　寺社証文記載寺社分布表

卍＝寺院　⛩＝神社

数字は寺社数

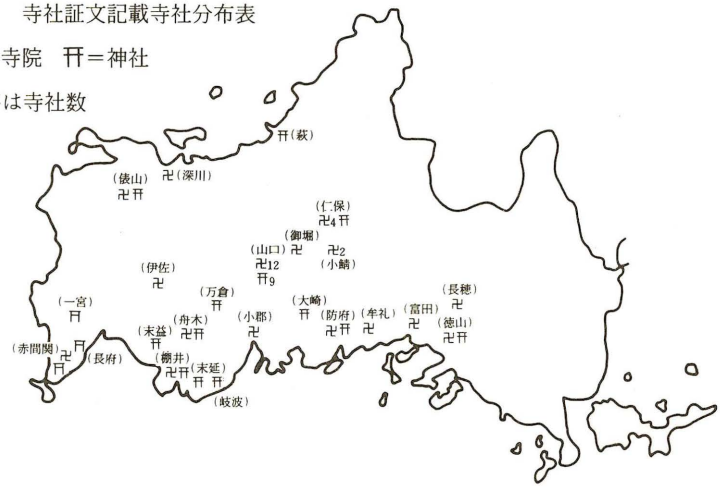

ている。

これでみると、記載寺社の所在地が交通上の要地であるという以外には全体に共通して、適用される基準はないようである。それでは、記載寺社は文書を多く所持しているからではないかとの見地から表一をみてみると、文書の記載のない寺社が一〇寺社もあり、これとても基準とはなっていないことが分る。

このことから、何の基準もなく永田瀬兵衛がまったく恣意的に五六寺社を選んだのであろうか。私にはどうしてもそうとは考えられず、現在の私には判明しないが何らかの基準があったと考えている。この基準とは、藩士に一門・寄組・大組という座格（階級）があるように、寺社にも藩士に準じた座格があり、五六寺社はその第一位の級であったのではないかと考えられるのである。③しかしこのことについては、今後私の研究の大きな課題であり、推論のみにとどめることについてお許しをえたい。

最後に、「寺社証文」は何年頃完成し、この名称は誰が命名したかということである。諸記録をみても、この点はまったく分らない。ただ本書最末の寺院である山口瑠璃光寺の奥書に、「比外記録仕、可差上儀無御座候事」とあり、「享保十年乙巳歳八月吉日、瑠璃光寺月心判」と書かれている。これでみる限り、瑠璃光寺から提出された年月は享保十年十月であることだけは明白である。とすると、永田瀬兵衛が提出写本を寺社原本と校合し、さらに浄書本を作成したことを考えると、完成するまでに一カ年は要したことであろう。従って、享保十一年末に「閥閲録」が完成し御宝蔵へ四箱に分散して収納された時点と一致する。このようにみてくると、「閥閲録」の命名者が毛利吉元であるならば、「寺社証文」の命名者も吉元と考えるのが自然ではないだろうか。しかし、「閥閲録」は「差出原本」がそのまま毛利家文庫中に残されているが、「寺社証文」は一冊も「差出原本」が残されていないことは不思議なことである。一冊位残存することが当然だと私には思えるのであるが、これも又今後の研究課題である。

註① 毛利家文庫三八御意控四番「御意口上控」（四一―四）。

② この表現は山口県文書館発行「萩藩閥閲録」第四巻所収付録寺社証文凡例のことば。

③ 正徳二年・四年の神官に対する法令に、一般の神官は庄屋支配、山口十社は御茶屋支配という格差がある。これは神官免許に関するものであるが、祈禱・御目見についても座格があったのではないかというのが、私の見解の生じた根拠である。「山口県史料」近世法利上五七九頁。

六　地下上申の編纂

これまで述べた藩府の編纂事業は、当時は臨時的な役座であっても、宝暦十三年（一七六三）からは当役方に属す正式な役座、即ち「密用方」として公認される公組織において遂行されたものであった。しかしながら、この章以下で述べようとする事業は、密用方とはまったく関係のない当職方に属する「絵図方」での事業である。

「絵図方」は藩政当初から設置された役座の一つであり、屋敷図や絵図を調製する役であった。この役の者の多くが「高札方」を兼務し、頭人は大組士七〇石以下の者の中から任命されることになっていた。[1] 従って、この役座は藩府の編纂事業とは、もともと何の関係もなかった。しかし、この役座が、嫌応なく藩府の編纂事業に乗り出さなければならないような事件が、次々と正徳から享保期初期（一七一一～一七一六）にかけ起きてきた。これらの事件というのは「諸郡にて前々論地出来」[2]といわれるもので、分りやすくいえば、藩界・郡界・村界などに関する境界争論事件の頻発である。

これらの事件の中で代表的なものを二件あげれるとすれば、第一のものは「万役山事件」[3]である。正徳五年（一七一五）の夏、本藩領都濃宰判久米村の百姓が村界の小松一本を切り取ったことを、徳山藩の山廻が見咎めたことが発端となり、徳山藩が改易されるという大事件に発展する。第二の事件としては「間地争論」[4]がある。これは正徳年間船木宰判車地村の東南の山地に、小郡宰判井関村の百姓が開作したことが発端となり、村対村の争論から宰判対宰判の争論となって、最後は新宰判の誕生となる。このような事件が続発[5]する原因は、行政区の境界が判然としていなかったという行政上の問題があり、さらに境界地に多く存在する草木の需用が、飼料・肥料・用材として高まってきたという社会的な背景があった。そこで藩府としては、「行政区画の基礎となる村と村との境界を確定する」という大事業に取り組むこととなった。

この大事業の実施に際し、担当役座として浮上してきたのが「絵図方」である。「絵図方」では、これまでの業務に加え、村ごとの「明細絵図」の作製という新たな業務を受け持ち、新事業を担当する者を「明細絵図方」と称した。この新係の用務は、村ごとの境界線の明示された「村絵図」を作成し、村落中の「山林・耕地・荒地・宅地・集落・

公共物・寺社・名勝・字名・道路・河沼」などを記入した両国全部の「村明細図」を完成させることであった。この新係の担当者として、井上武兵衛親明が任命され、のちに有馬武春（喜惣太と号す）がその配下に加えられた。

井上武兵衛の家はもともと福島正則の家臣であったが、主家が没落したので浪人者となった。父重親は藩主毛利吉元に仕え、晩年は大組に加えられた。井上武兵衛は藩主毛利吉就の弟元重に仕えたが、元重の死後書院役となりさらに蔵元検使役に代った。享保五年（一七二〇）絵図方頭人平田仁左衛門の要請により「明細絵図方」の発足のため、その責任者となった⑥。有馬喜惣太の家はもともと宍戸家の家来であったが、のち福原家の家来となった。有馬喜惣太は次男であったので、主家福原家の許しを得て絵師雲谷等達の弟子となった。「明細絵図方」解散後の宝暦十二年（一七六二）に、次のような奉書が藩主から下されているが、これは「明細絵図方」の業務をよく示しているので書き上げてみる⑦。

有馬喜惣太

右享保七年已来御雇ニて初召仕、絵図方被付置、彼是御用数拾年遂其節候、然は諸郡ニて前々論地出来、御厄害有之候得共、役人を追々入替被仰付、根知之者無之、喜惣太儀数年心懸宜、御国中地理功者之儀、右勤功も有之儀ニ付、格別之御沙汰を以、米拾五俵被遣之御家人被召出、寺社組之被召加候条、已来郡方定居ニして、御国中御蔵入給領其外物境諸御控物見合、土地ニよって絵図等をも調置、明白に相分り候様ニ仕、代々其業無怠転可相勤候事

宝暦拾弐年午ノ九月廿九日

右の文書から判明することは次の通りである。

(1)有馬喜惣太は享保七年（一七二二）に臨時雇として「絵図方」に採用となり、その後数十年もそこで勤務をした。

(2)その理由は諸郡において境界争論が多発したためで、行政府の苦労も大変なものがあったが、行政府の役人は役替えがあり紛争の真因を知る者は少かった。

(3)しかし、喜惣太はその間真面目に用務に取り組んだので「地理功者」（地理に明るい者）となり、その功績は誰もが認めるところである。

(4)そこで特別の賞与として年間米一五俵を支給して御家人とし、寺社組の一員に加える。

(5)今後は郡奉行の配下として従前通り両国中の蔵入地・給領地などの境界を調査研究し、明細絵図を作成して境界を明白にするよう努力せよ。また子孫にその業務を継承させ、代々この業務で粗漏のないようにせよ。

右のように、享保七年から有馬喜惣太という絵師としての心得のある地図師が、井上武兵衛の配下に加わることとなり、両者のコンビによる両国内の村ごとの「明細絵図」作成という大事業が発足することとなる。もちろん、この事業は両名だけでできることではなく、この両者を中心に郡奉行配下の多くの補助員や勘場役人が動員されたことは推察できることである。

では、右の大事業の結果として、現在まで残されている業績が「地下上申」一、〇五八点⑧と地下上申絵図一、三一三点⑨である。この事業の経過について、書き残されたものは見出すことができないため、「地下上申」と「地下上申絵図」そのものを検討する以外にてだてはない。そこで、それらの現存状況からみて行くことにしよう。

「地下上申絵図」と一口にいっても、現在四種の絵図が残されている。即ち㈠地下図、㈡明細図（清図）、㈢明細副図、㈣写図である。㈠の地下図は藩府の「明細絵図方」の指示に基き、在地の村役人の手でつくられたものと考え

大島宰判　伊保田村地下図

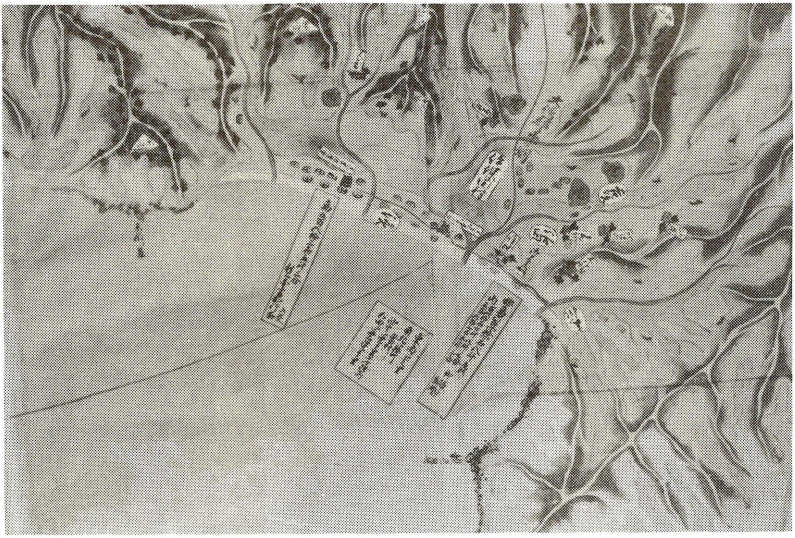

大島宰判　伊保田村明細図

られる。[10] この絵図は高山から村を見おろす形態（鳥瞰図）でえがかれ、田畠・山林・道路・河川・人家・寺社・地名などが記入されている。村内の田畠は薄い彩色で区別がある（村によっては彩色なし）ものの、村の大きさは村により不統一（同一縮尺ではない）である。

右のような地下図に対し、「明細図」はまことにすっきりした同一手法でえがかれている。絵図の四隅には東西南北が記入され、山は薄墨色で尾根は白い線で示し、山頂は△印があって山名の記入がある。田畠は黄色、屋敷地・荒地などの無税地は薄緑、海・川は薄青、道路・海路は朱色と色彩は豊かである。人家・公共物・寺社は家の形ちで示し、人家は黄色、公共物は白色、寺社は朱色と色の区別がみられる。村の中央には村名・村高・給地高が朱枠の中に記入され、村の東西・南北の里程も同様の方法で表わされている。

「明細副図」は「明細図」の副図であって「明細図」とまっ

表2　地下上申絵図種類別一覧

種別／宰判	地下図	明細図	副　図	写　図	計
大　島	37	29	20	24	110
奥山代	16	17	—	15	48
前山代	22	24	1	23	70
上　関	20	—	—	20	40
熊　毛	28	34	—	23	85
都　濃	10	12	10	10	42
三田尻	9	1	7	7	24
徳　地	25	25	—	25	75
山　口	26	19	2	16	63
小　郡	8	—	—	6	14
舟　木	22	24	11	23	80
吉　田	16	16	14	15	61
美　祢	11	10	7	10	38
先大津	11	10	10	8	39
前大津	14	13	9	14	50
当　島	15	14	26	8	63
浜　崎	5	6	3	6	20
奥阿武	21	22	19	21	83
岩　国	56	56	—	8	120
徳　山	29	2	18	3	52
清　末	14	1	—	—	15
長　府	66	46	9	—	121
計	481	381	166	285	1313

たく同様であるが、地名などが記入されていないものが多い。「副図」は「明細図」が紛失・損失した場合に備え、藩府「明細絵図方」で作成したものであろう。「写図」というのは昭和十二年に設立された。山口県史編纂所が、「明細図」の責重さに注目して、その「写し」を作成したものである。

次に「地下上申」のことにふれてみたい。「地下上申」という名称は、この史料群が明治十年代内務省修史局の指令による皇国地誌編修に関連し、原本を清書して九六冊に編冊し、総合標題を「地下上申」[11]としたことによる。しかしながらこのような名称がつけられたため、多くの誤解を生ずる基礎となった。誤解中の最大のものは、いうところの「地下上申」が井上武兵衛「明細絵図方」の中心事業であり、「村絵図が付属する」[12]という考え方である。この考え方はまったく逆であって、これまで述べたように「明細絵図」を作成するために、「地下上申」は村方から提出させた基礎資料・参考資料に過ぎないものであって、いうならば「明細絵図土代」[13]（基礎となるもの）と称すべきものである。このことを証明するものとして、大島宰判の表題は次のように書かれている。

大島郡伊保田村明細絵図添書

右の表題を素直に読めば、大島郡伊保田村の明細絵図の添書であることがよく分る。ここでの「明細絵図」とは、絵図の説明で述べた「地下図」と「明細絵図」の後者ではなく、前者の意味である。当時はまだ後者は作成されておらず、前者を「明細図」と考えており、その添書として添付されたものである。

さて、名称のことは右の指摘にとどめ、その内容をいま少し検討してみよう。徳地宰判堀村は現在三冊の「地下上申」原本が残されている。三冊目は二冊目の完全な写本であるため、内容の異なるものは二冊[14]であり、その表題は次の通りである。

（一冊目）　享保十四酉年　佐渡郡堀村石高境目書
元文　二巳年

（二冊目）　寛延元戊辰八月　徳地堀村由緒書石高付共　庄屋　山田庄右衛門

右の表題から一冊目は内容が境目書であり、二冊目は由緒書であることがよく分り、両書共にその中に石高付けがみられる。ここで注意すべきは右の三つの年号である。一冊目は二つの年号の境目書が合冊されたものであり、二冊目が寛延元年の由緒書である。右両書の奥書は次の通りである。

（一冊目の一）

右今度就御尋御安書を以被仰渡、尤境め書之通地下詮儀仕、隣村申談少も出入之所無御座候ニ付、奥書仕差上申所如件

享保拾四酉十月十六日　庄屋　山田又左衛門　（印）

（以下略）

（一冊目の二）

右佐渡郡徳地堀村明細絵図被仰付、庄屋畔頭地下功者之老人立会絵図相調、隣村との境目旁無相違様ニ讃談仕書調も御座候ハヽ、比辻を以沙汰被遊可被遣候、為其覚書判形仕差上申候、以上

元文弐巳七月　庄屋　山田正右衛門　（印）

（以下略）

（二冊目）

右堀村惣高付立・小村由緒・寺社付立共ニ前者之通ニ御座候、以上

寛延元戊辰八月八日　　庄屋　山田庄右衛門　（印）

（以下略）

以上のことを分りやすく書き上げると次のようになるだろう。

(1)享保十四年（一七二九）、藩府から「石高境目書」の雛形が示されることによりその提出を求められたので、隣村ともよく話し会って境目に矛盾のないように調整し、確認印を押してお届けする。

(2)元文二年（一七三七）、「明細絵図」の作成提出を求められたので、庄屋・畔頭・地元の地理に明るい老人などが協力し、隣村との境目に間違いがないように相談し、決定版を作成して提出するが、この通りに間違いないという確認印を押してお届けする。

(3)寛延元年（一七四八）、堀村の村高、小村のいわれ、寺社の名称や規模などについての「由緒書」をお届けする。

右のことから、最初に藩府から提出を求められたものは「境目書」であり、十年後に求められたものは、「明細絵図」であり、さらに十年後に求められたものが「由緒書」であったことが判明する。これをみただけでも、前後二十年にわたる事業であったことがよく分る。このようなことは宰判により差違があるようだが、基本的には両国内（本・支藩共に）で実施されたのであった。これらのことを、一覧表にまとめたものが表三である。

これでみると、「地下上申」の内容からみた種別は三種に分類できる。第一が「境目書」であり、それは村境を詳細に述べたもので「隣村〇〇村との境ハ、右白迫山より茶臼山迄尾境に下り、夫より西平之小尾ヲ下り……」というように、ながながとくわしく境界が書き上げられている。第二は「由来書」で、地名の由来が次のように書かれている。「この所高野と申伝候は、往古御鷹猟有之由ニ付、たか野を高野と書誤り候事何之頃よりか相知不申候事」など

表3　地下上申種別一覧

種別／宰判名	境目書	由来書	その他	計	奥印	請印	備考
大島	27	13	4	44	27	—	境目書＝元文元・2、奥印＝寛延3
奥山代	15	—	3	18	—	15	請印＝寛延2・3
前山代	22	2	2	26	4	18	請印＝寛延2・3
上関	24	—	—	24	—	—	境目書＝元文2・3
熊毛	23	7	—	30	—	—	境目書＝元文3、由来書＝寛延元
都濃	13	8	1	22	—	—	境目書＝元文3・5、由来書＝寛保元
三田尻	11	14	2	27	—	—	境目書＝元文5、由来書＝寛保2・寛延2
徳地	24	19	2	45	—	—	境目書＝享保11·14、由来書＝元文2·延享5·寛延元
山口	18	18	—	36	—	—	境目書＝享保13、由来書＝寛保3・寛延元
小郡	8	9	4	21	—	—	境目書＝享保11・13、由来書＝寛保2
舟木	24	7	1	32	—	—	境目書＝享保14・19、由来書＝寛保2
吉田	11	10	—	21	—	—	境目書＝元文4、由来書＝寛保2
美祢	15	—	—	15	—	—	境目書＝享保12～14
先大津	12	10	5	27	5	—	境目書＝享保12·13、由来書＝寛保2(豊浦郡は別)
前大津	11	9	7	27	—	—	境目書＝享保13、由来書＝寛保2(豊浦郡は別)
当島	13	11	1	25	—	—	境目書＝元文5、由来書＝寛保2・3・延享5
浜崎	9	4	6	19	—	—	境目書＝元文5、由来書＝寛保2
奥阿武	21	—	2	23	1	20	境目書・請印共＝寛延4・宝暦2
岩国	37	—	2	39	—	34	境目書・請印共＝寛保元・3・寛延元
徳山	31	12	1	44	3	15	境目書＝元文5～寛保2、請印＝寛延2(飛地·島は別)
清末	12	2	3	17	8	—	境目書＝享保19・元文4、奥印＝延享4
長府	62	14	7	83	50	—	境目書＝元文4、奥印＝延享4
計	443	169	53	665			

の類である。

第三は「須々万村由緒沼要害伝記并隣村道里付」[15]のように、その地区の古城跡にまつわる伝説や隣村への道程を書きあげたものが多く、参考資料として添付したものと考えられる。「村高」の中には戸数・人口・牛馬数が含まれ、まれには「村高書」として独立した冊子もあるが、九九パーセントは「境目書」、「由来書」のどちらかに書き加えられている。表三では独立した「村高書」は「その他」に数えた。

表三に「奥印」・「請印」として掲げたものは、参考のために加えたもので、大島宰判平野森村[16]の「奥印」は次のようなものである。

右比度就御尋御安書を以被仰渡、尤境目書之通隣村申談少も出入相違無御座ニ付、奥書仕差上ケ申所如件

元文元辰ノ十二月

庄屋　石崎勘左衛門　（印）

（以下三名署名略）

井上武兵衛様

右御引合被成、丹書之通相違無御座候、以上

寛延三午ノ四月十日

庄屋　藤井瀬兵衛（印）

（以下一名署名略）

これでみると、元文元年（一七三六）に「境目書」を提出したことが分る（この場合絵図を提出したかどうか不明だが、表題が「明細絵図添書」とあることから、提出したと考えてよい）。しかし、寛延三年（一七五〇）前出の「境目書」に矛盾があったのであろう「明細絵図方」から朱筆が入って訂正を求められた。この「朱筆のとおりに間違いございません」[17]というのが、二度目の奥印である。「明細絵図方」はその頃大島宰判村々の「明細図」が完成に近づき、最後の確認としてこの奥印を求めたと考えられる。

「請印」としては奥阿武宰判須佐村[18]のものを例示しよう。

右比度明細絵図被御調ニ付、隣村境悉く懸御目候上、絵図被成御調、私共一覧被仰付候処、少しも相違之儀無御座、前書之通御座候ニ付、奥書仕差上申所如件

宝暦三酉五月十一日

須佐村益越中殿庄屋
津森平左衛門（印）

（以下二〇名署名略）

井上武兵衛様

右で述べられていることは、「『明細絵図』を作成するため『明細絵図方』の役人を隣村境界確認のため案内した。

その後絵図が完成したので私共に一覧するようにとのことであり、それを確認したが『境目書』と違うところは少しもなかった。そこで確認印を捺印する」というものであって、この宝暦三年（一七五三）には須佐村の明細絵図が完成したことを示している。

表三備考の記事で分るように、両国内「村明細図」の完成という大事業は、各宰判一斉に行われたという事業ではなく、各宰判各地方ごとに、幾段階にも分けて実施された事業であった。残存する「明細図」に完成年月の記入がないので断言はできないが、「境目書」の提出時が早く、しかも「由来書」の提出も早い山口・小郡・舟木という山陽部の宰判が寛保期に完成し、次いで残りの山陽部、支藩領、最後が山陰の海岸から山間部という順序であったのではなかったかと私は推察している。奥阿武宰判は恐らく最終完成地方で、宝暦三年は最後に近い年であったのであろう。

では「明細絵図」さえでき上ったならば、境界争論はぴたりと停止したのであろうか。実はそうではなかったことが、「地下上申」の奥書により推察できる。紛争が未解決のまま奥印がなされた地方として長府領があり、同地の奥書には軒なみに「尤〇〇村之境前書之通り少々入相之所境難相分御座候」とあり、問題点が残されていることが書き上げられている。しかしこれらも、「境目書相違之所御座候ニ付、地下詮議仕、境書之通隣村申談出入之所少も相違無御座候」とあるように、相違点は隣村との話し合いで解決したとみられる。だが、解決したのは絵図上の境界線のことだけで、その土地に対する入相慣行は残されたままであったため、後年まで紛争の続く原因ともなったのである。[19]

このような地方として、長府領の外には奥山代宰判と岩国領境、能毛・都濃両宰判と徳山藩境、奥山代宰判内の諸村境などが、「地下上申」奥書からみた境界紛争多発地帯ということができる。

また、奥阿武宰判・前山代・奥山代・岩国領は他藩と境界を接している。境界を確定するといっても、他藩とは話

し合って決めることができない以上、紛争の解決に「明細絵図」作成は少しも寄与しなかった。国境紛争は、郡奉行管轄下「明細絵図方」の職能を越えた問題であり、藩当局の政治力の課題として処理すべき事項であったと考えられる。

宝暦五年（一七五五）三月、井上武兵衛は「明細絵図方」を退任[20]したが、これは両国内の「明細絵図」が総て完成したため、この臨時役座が解散したためと考えられる。井上武兵衛がこの役座頭人に任命されたのは享保五年（一七二〇）であるから、三六年間かかってこの事業を遂行し成就させたことになる。この間延享四年（一七四七）にその功労に対して御意銀六百目を下賜、退任後の宝暦八年（一七五八）には御加増六百目の恩賞[21]が与えられ、さらに宝暦十三年（一七六三）には銀六百目が御加増[22]となった。井上武兵衛から二年遅れて「明細絵図方」に臨時採用された有馬喜惣太は、この章の始めにふれたように事業終了後の宝暦十二年（一七六二）御家人として正式に採用され、寺社組の一員として郡奉行所に出向するという身分となった。これは喜惣太の功績に対する藩府の恩賞である。

註

① 「もりのしけり」三〇六頁（旧長藩職一覧表）。

② 次頁に引用した「有馬喜惣太」褒賞中のことば。毛利家文庫二三譜録あ一〇三「有馬喜惣太武春」。

③ 「徳山市史」上（旧版）一九三頁。

④ 「阿知須町史」二一一頁、藤村忠明著「阿知須町史」八六頁。

⑤ 毛利家文庫四〇法令一三五「諸御書付二十八冊」「諸出入御裁許」、「山口県史料近世法制編上」四八六頁に多くの実例がみられる。

⑥ 毛利家文庫二三譜録い二六「井上武兵衛親明」。

⑦ 毛利家文庫二三譜録あ一〇三「有馬喜惣太武春」。

⑧ 県庁旧藩記録に在中。

⑨ 県庁旧藩記録に在中。

⑩ 後述徳地宰判堀村の「地下上申」には「庄屋・畔頭・地下功者立会絵図相調」とあり、村役人の手でつくられたことが書かれている。また、残されている地下図をみても、村によって大中小さまざまの大きさであり、紙質も違うが、記入事項や記号・様式は同様である。このことから記載事

項については藩の指示があったが、作成したのは村役人であったと考えてよいだろう。

⑪　一般郷土資料別置中にあり。名称命名理由は山口県地方史研究会刊「防長地下上申」解説による。

⑫　このような考え方をする者は多いが、この考え方の代表として山口県地方史研究会刊「防長地下上申」解説を参照のこと。

⑬　この土代は建築物を建てる基礎となるものの意で、近藤清石が「大内氏実録」を編纂するに当り、収集した資料を「大内氏実録土代」と名付けたことによる。「明細絵図土代」といみじくも命名したのは同僚の戸島昭氏である。

⑭　県庁旧藩記録別置「地下上申」四九四番「堀村石高境目書」、四九五番「堀村由緒書石高付共」、山口県地方史研究会刊「防長地下上申」二巻二九二頁・二八六頁・二九九頁。

⑮　県庁旧藩記録別置「地下上申」三〇一番、山口県地方史研究会刊「防長地下上申」二巻一七四頁。

⑯　県庁旧藩記録別置「地下上申」二九番「平野森村明細絵図添書」、山口県地方史研究会刊「防長地下上申」一巻五頁。

⑰　この朱筆は山口県地方学会刊「防長地下上申」では明示されていない。従って奥書に「丹書之通」とあっても、原本をみないことには意味不明で理解できない。

⑱　県庁旧藩記録別置「地下上申」八四〇番「須佐村石高由来境目書」、山口県地方史研究会刊「防長地下上申」四巻六六四頁。

⑲　毛利家文庫四〇法令一五九番「御書付其外後規要集」4「山方一件」、「山口県史料近世編法制下」一一九頁などに実例が多くみられる。

⑳　山口県史編纂所収集史料八番「役人帳」十ノ下。

㉑　毛利家文庫三五賞罰一七（二五-一二）「御賞美先格書抜十二」。加増のことはこの史料による。

㉒　これは⑥による。

山口県「忠孝節義」褒賞の特質と実態

――「明治五年・村役人層集中」説への疑問と批判――

北川　健

山口県「忠孝節義」褒賞の「明治五年・村役人層集中」はオカシイ。常識的にも、歴史的にも、実証的にもオカシイ、という異議申立てがこの小稿である。

ここで云う「明治五年・村役人層集中」説とは、明治初期「忠孝節義」褒賞が山口県では「明治五年」に「村役人層」に集中して行なわれた、とする先学の所説である。

藤田省三氏があの『天皇制国家の支配原理』（未来社・一九六六）のなかで云い出し、加えて田村貞雄氏が『幕末郷土史研究法』（「郷土の志士」朝倉書店・一九七〇）で云い重ねているところのものである。

藤田氏は村役人層が「6／8を占め」たと云い、田村氏は「明治五年をピーク」に「戸長クラスを対象とした褒賞

政策」だと断じている。しかし、はたしてそうか。

一　「集中」説の魅力と疑問

云うまでもなく「村役人層集中」説は魅力的である。「山口県」という政治社会の政治的特性をキワだたせてアゲツラウ向きには、恰好の材料である。私ならずとも、ツトに田村貞雄氏が藤田氏の提説を「鋭い分析」だと評価、積極的に支持、復唱しているのも、それゆえにである。

しかし、それにしてもオカシイ。「忠孝節義」褒賞の対象が「殆んど……村役人層に限られ」、それが「6／8を占め」るというようなことが、はたしてありうるだろうか。まずもって常識的にオカシイ。

早い話が、たとえて云えば学園紛争や工場争議に直面して企業や学校当局はどうするか。その収拾収攬を図るのにもっぱら職制や学級委員層を表彰の対象にすえるだろうか。そんな方策や措置をとりもすればどうなるか。かえって衆人の神経をサカ撫で、逆効果を招くであろうとは誰しもが思うところである。

あるいはそれとも、当時山口県の維新権力は、そうした危惧懸念を持ち合せないほどに強大かつ愚鈍であったのだろうか。そして当時山口県人民もまた、それほどまでに卑弱愚盲であったのだろうか。仮りにもそうだとすれば、当時の「危機」情況など云うほうがオカシクなる。別に私は、当時の山口県の権力と人民が「賢明であった」と反証しようなどと云っているのではない。人民褒賞の内容如何は、とりもなおさず明治初期山口県の「危機」情況の認識と理解にかかわるからである。

一〇年前、まず山口県庁伝来の『府県史料』草稿本で検証を試みたが、ようやくこのほど内閣文庫本（正本）でコ

トの当否を確めることができた。

二　下層「排除」への疑問

「村役人層集中」が疑問だと云うのは、歴史的に見て余りにもコペルニクス的転回にすぎるからである。「歴史的に……」とは、初期褒賞に先行する長州藩段階の伝統的な褒賞方式から見てのことである。

この歴史的視巾①からすると、「村役人層集中」とはほかならぬ「下層」から「上層」への一八〇度の転替だからである。

と云うのは、そもそも長州藩の人民褒賞は、①「苗字帯刀」褒賞と②「孝人奇特人」褒賞の二本建て方式できている。村役人層を主対象とした「勤功」（所勤功労）褒賞が前者①であり、明治の「忠孝節義」褒賞に相当するのが後者②である。そして、この「孝人奇特人」褒賞は、少しでも調べてみれば分かるはずだが、その対象はと云えば、それこそ「ほとんど」が下層人民なのである。ここであらためてデータにしてみても、圧倒的に下層民なのである（表1参照）。

総じて「貧家に孝子出」のパターンである。思うに、社会底辺から褒賞対象＝人格的範型を抽出範示することによってこそ、人民褒賞の社会的有効性は増すのである。

要するに「下層」褒賞、それが先行する「孝人奇特人」褒賞なのである。

とすれば「村役人層集中」とは、とりもなおさずこの伝統的な「下層」褒賞の排除、切り捨てにほかならない。人民褒賞方式の一大転換、伝統的「下層」褒賞の破棄ということになる。

表1　「孝人奇特人」褒賞の構成比（寛政4年）

田畑持高（石）	件数	構成比（%）		備考	
100～200	3	2.1	4.9	上　農 田畑2～3町以上	上　分 正月モチ2斗
50～ 99	1	0.7			
40～ 49	—	—			
35～ 39	3	2.1			
30～ 34	—	—	9.9	中　農 田畑1～2町以下 田畑7～8反以上	中　分 正月モチ1斗
25～ 29	1	0.7			
20～ 24	3	2.1			
15～ 19	5	3.5			
10～ 14	5	3.5			
5～ 9	20	14.1	83.8	下　農 田畑4～5反以下	下　分 正月モチ3升
1～ 4	36	25.4			
0.1～0.9	33	23.2			
無　高	30	21.1			
不　詳	2	1.4			
計	142	100.0			

（『松平義二郎領内周防長門孝人奇特人の覚』『上農中農下農判断書』『川西村注進案』から作成）

もちろん「維新」変革期のさなかである。伝統の破棄やコペルニクス的転回があろうと、一般論としてオカシクはない。だが問題はその内容である。「下層」人民をそうも一方的、アカラサマに排斥していく形での「道徳的集中」があるだろうか。そのような転替がこの期に本当に要請され、可能とされたのだろうか。

云われているように初期褒賞が「危機」対処策だとすれば、「危機」の構造との関連でこそ「村役人層集中」は究明されなければならない。

三　「集中」データへの疑問

「村役人層集中」説にとって致命的な疑問となるのは、何よりもそのデータの不可解さである。実証的にオカシイのである。

「村役人層集中」への疑問と同時にスグにも思い当たるのは、史料操作のミスではないかという懸念である。と云うのは長州藩の史料にあっては人民の肩書は一般に次のように記されているからである。

「船木才判際波村庄屋三隅祐左衛門存内畔頭佐伯政右衛門組百姓
常右衛門」

ところが、この「存内」（管轄内の意）以下の肩書記載を、初見の研究者によってはスグにも扱いかねる向きもある。それに史料によっては「存内」以下の記述を一方的に省略してしまっている例もある。

ことに後者のような場合、「村役人層」の占める数値は異常に高くなる。たとえば小林茂氏の分析[2]した『長藩奇兵隊名鑑』などは、その最たるケースである。同似の省略は両公伝編纂所の『忠正公伝』にも見出[3]される。

そんなこともあって、藤田省三氏の「村役人層集中」のデータについても再検当する必要がある、と私は見た。さいわい山口県には『府県史料』の草稿本が残存している。しかもそれには、被褒賞者の半数ほどに肩書の付箋がある。ところがどうだろう。付箋のいずれを見ていっても「村役人層」は一人たりとも見出せないのである。山口県庁本によって私が析出できた被褒賞の内訳は左表（表2・3）のとおりである。

藤田氏の掲げるような褒賞対象が「殆んど……村役人層に限られ」「6／8を占め」るというようなデータは、どこからも出てこないのである。藤田氏はどのような計出方法をとったのだろうか。

表2・3　明治5年褒賞の内訳〈　〉＝本文　〈　〉＝先代

	褒賞の部	小　伝
大庄屋加勢	（1）	（1）
戸長		（1）
副戸長		（1）
畔頭		（2）〈1〉
証人百姓		〈1〉
庄屋存内畔頭組百姓(農)	18	農　39
		商　6
年寄支配町人	6	工　1
士族	3	雑　2
		士　2
無記入	23	—
計（件数）	50	50

	富裕者と見られる件	貧困者と見られる件	不明
農	4	22	15
工	—	—	1
商	1	—	4
雑	—	1	1
士	—	—	1
計	5 （10%）	23 （46%）	22 （44%）

（『府県史料』から作成）

藤田氏が拠っているのは、内閣文庫本『府県史料』（正本）である。山口県庁本（草稿本）と内閣文庫本とはそうも違うのか。

田村貞雄氏の解説（先掲『幕末郷土史研究法』）では、内閣文庫本によって褒賞政策の「全容」を「知ることができる」とあり、しかもその「サンプル」として村役人四名の事例が掲げられている。その上で「一八七二年（明治五）に集中する戸長クラスに対する褒賞」とあるから、内閣文庫には「村役人層」を示す肩書がそれこそオビタダシク書きつらねてあるかのように思わせる。きっと内閣文庫本は山口県庁本と違って「村役人層」の析出を可能としてくれるはず――、私はそう思い込んでハルバル国立公文書館へと赴いた。

しかし、ところがである。ようやく国立公文書館で手にした内閣文庫本『府県史料』に目を通して、私は驚いた。そこには「村役人」とおぼしき記載や付箋は「いっさいない」[4]のである。そして、田村氏が掲げているよう

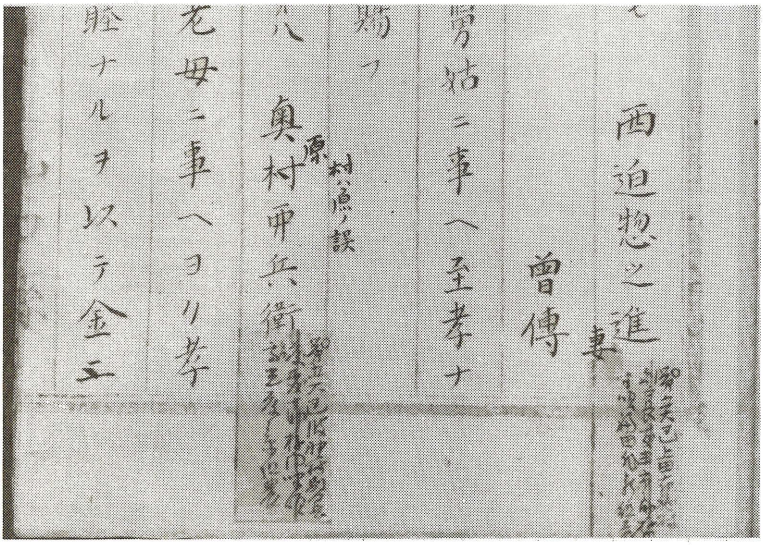

山口県庁本『府県史料』（部分）＝草稿本には肩書の付箋はあっても役付の者は見当らない。

な「サンプル」は、本文の記事中から役職なり役付を読み取ってのものなのである。しかも、本文記事中からそうした役付の読み取れるものも、明治五年次にしてわずか数件にしかすぎない。

いったい藤田氏はどこから「6／8」などという数字をハジキ出し、田村氏もまた何をもってそれを「鋭い分析」だと肯定しているのだろうか。内閣文庫本を手にしながら、私はさらなるナゾに包まれるのであった。ヒヨットすると、私の手にする『府県史料』とは別に、何処ぞにでもさらに別本があるのではあるまいか、そんな思いにもかられるのであった。仮りに藤田氏が山口県庁本に拠ったとしても、その付箋から役付が分かるものではない。役付の肩書が見出せないのは、内閣文庫本も山口県庁本も同じである。

いずれにしても、『府県史料』から「村役人層」を全面的に析出することは到底不可能である。要するに、私の調べた限りでは、「村役人層集中」は虚像以上のものではない。

四　「危機」の構造と「集中」

初期褒賞が「危機」対処方策であったとすれば、その内容如何は「危機」の構造に由来する。では、その「危機」の構造から見て「村役人層集中」＝下層「排除」の要請と可能性は出てくるのだろうか。

「沸騰する」一揆に表現されるように、明治初期の「危機」は封建的収奪体制からの解放、体制打破を求めての下からのエネルギーの表出であった。[5] その主体こそは「下層農」「貧農」であり、攻撃対象は「村役人層」である。[6]「下層農」「貧農」を主体としたいわゆる「庄屋征伐」[7]こそ、この期の農民斗争の顕著な特色をなす。村落次元で引き起こされているのは、村落秩序の破綻と分裂である。

してみれば、「下層」対策こそ実に「危機」対処なのである。とすれば、「危機」の主役＝「下層」を度外視しての「村役人層集中」などという対処策があるだろうか。

明治二年の上関宰判での「苗字帯刀」褒賞を見るなら、本来は「村役人層」対象の表彰が「平百姓」層へ大巾に「下降して拡大」している（表4参照）。

また同じく上関宰判明治三年の平生暴動のあと地元村役人層は市建て費用を共同醸出することで、村内「親睦」「和合の基」を図ろうとしている。

村落次元での「集中」は中・下層に向けて行なわれているのである。

このような「危機」対応として、もともと「下層」対象であった「奇特」「忠孝」褒賞を「村役人層集中」＝下層「排除」へとスウイッチさせていく理由は、どこにあるだろうか。

藤田省三氏は、この点に疑問をおくことなく、山口県

表4　大島・上関・徳地・浜崎部の「百姓苗字帯刀」褒賞

	大島（明治2）	上関（明治2）	徳地（明治3〜4）	浜崎（明治2）
大庄屋	1	4	3	—
勘場庶役	9	1	5	5
庄屋屋	13	1	8	2
小都合庄屋	2	2	—	—
給庄屋	13	1	3	—
年寄代	2	6	1	—
目頭	—	—	3	—
畔百姓	25	10	23	1
農兵頭取	2	108	12	7
その他	3	1	—	—
計	1	1	2	—
	70	135	60	15

（各部『百姓苗字帯刀御証拠物控』から作成）

では指導者と一般成員とは「人間類型を異に」するものであったとキメつけることで片付けている。しかし「人間類型」までも両断隔別しての偏重と排除が、この期の「道徳的集中」として見合うだろうか。「危機」の構造＝階級的矛盾をキワだたせていくのではなく、逆に伝在する伝統的、道徳的指標と評価でもってカモフラージュしていくことのほうが「道徳的集中」の役割ではなかったのか。

田村貞雄氏は、「村役人集中」は村落支配体制の「再建」と「諸改革の受容基盤の造成」のためであったと説くが、それが同時に下層の「排除」になるという矛盾には気付いていない。

「危機」の情況と構造から見るかぎり、明治五年段階の「下層」切り捨て＝「村役人層集中」は、基本的に、政策的にそぐわない。

五　「道徳的集中」と階層性

「忠孝節義」褒賞が「村役人層集中」＝下層排除のものであったかどうか、それは当時の人民教化策のありようからも割り出すことができる。褒賞は人民教化の一環であり、これと表裏するはずである。

では、当時展開する人民教化策とはどのようなものであったか。それは「家族道徳」と「皇国」イデオロギーをかざしつつ、要は人民に政治的客体としての順従と日常的勤労への定着を要求するものであった。

「上は生きた御神様之天子様之御直之御政治に相成、下は御心入之御代官様之御世話被成候事故、あしきことのあるべき筈はなき故、能々相考へ、丸で打もたれ、御上を大切に、御沙汰を守り、……何事も御上任せにして、各家業に出精すること、第一の事に候」⑧

「いよいよ御上をちゝ（父）母の如く仰き奉り、親に懇につかへ夫婦睦く兄弟中（仲）よく親類組相地下内なぞの交りに至るまで皆実意を尽し各怠らず農業家職をはげみ、何事も仰の旨を守りあつき御恵にむくひ奉るべし」⑨

ここで注目すべきは、その村落次元での展開、受容のさせ方である。そこでは村民が「上」「中」「下」三等の階層に類分され、各階層別の生活姿勢とその順守が指示、強調されている。

「されば御沙汰の旨を奉し、……農業ハ励み日夜精力を尽し、兼ての頭立者より難渋者迄三等の品定の申合を屹と相守り……」⑧

云うなれば階層「応分」、階層「安分」の生活態度が求められているのである。

こうした階層「相応」の生活論理の貫徹が人民教化キャンペーンであってみれば、生活の「範型」はそれこそ階層別に範示されなければ見合わない。⑩とりわけ生活姿勢の維持困難な「下層」ほど、その範型の社会的顕示が求められ

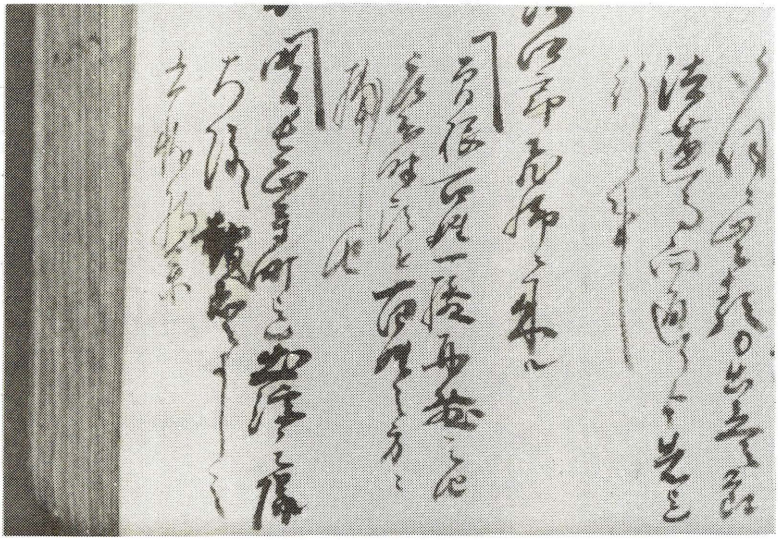

『中野半左衛門日記』明治３年正月。「庄屋畔頭を百姓の方ニ捕」と見える（註⑦参照）。

よう。

となると、「忠孝節義」褒賞での「下層」から「上層」への一辺倒化＝「村役人層集中」などといったことは、もはやありえない。と同時に「上層」相応の、かつての「勤功」褒賞にも相当する褒賞の展開を必要としてもくる。

六　体制「基盤」への拡大と集中

「村役人層集中」とともに疑問となるのは、「明治五年集中」である。藤田省三氏が、山口県の「忠孝節義」褒賞は他府県と異なって「明治五年に却て多く」と述べたことから、田村貞雄氏に及んで「明治五年ピーク」「明治五年集中」とされてきている。

表5　岩国藩（第2大区）の「孝子貞婦奇特人」褒賞

年次	件数
天明	2
寛政	1
享和	0
文化	4
文政	3
天保	7
弘化	6
嘉永	5
安政	7
万延	1
文久	3
元治	1
慶応	5
明治1	7
〃 2	4
〃 3	6
〃 4	1
〃 5	0
〃 6	1
〃 7	0
〃 8	2
年次不明	89

（『孝子貞婦其他奇特人付立』から作成）

表6　美祢宰判の「篤農孝貞義婦」褒賞

	明治2	明治3
庄屋	1	—
畔頭	1	—
百姓	18＋n	—
士族	4	1
卒族	8	5
医者	1	1

（『忠正公伝』から作成）

そして、この「明治五年集中」の意味を、藤田氏は「啓蒙運動の中」でと位置づけ、田村氏は「地租改正とも深く関連する」と把えている。

しかし「明治五年集中」は他府県との比較ででは云えても、山口県自体の歴史の上では何も明治五年に「却て多く」なっているわけではない。明治二～三年の「忠孝・奇特」類の褒賞状況から見ると（表5・6参照）、必ずしも「明治五年集中」とか「明治五年ピーク」などと云うのは当らない。「啓蒙運動の中」でというのも意味不明。「明治五年に集中する戸長クラスに対する褒賞政策の意義」というのも、『府県史料』によるかぎり二重の虚構にすぎない。

もちろん、改革「基盤造成」のための戸長クラス層の把握がなされてなかったと云うのではない。戸籍編成事業の終了に伴なう区戸長層への「賞与下賜」[11]（明治五～六年・一八〇余件）などこそ、その措置であろう。もっともそれは「忠孝節義」褒賞と云うよりは、「免職」に伴なう特別給与（「〇カ月分月俸」）・慰労金（「酒肴料」）である。

では地租改正＝「体制化」との関連はどうか。山口県の地租改正の早期実施それ自体が「上層農民の体制化」「県当局と上層農民の愈着」だとする田村氏の見解はそれとしても、この「体制化」と褒賞はどう「関連」するのか。田村氏は、この「体制化」と「受容基盤の造成」としての褒賞展開を「村役人層集中」の「一八七二年（明治五）以後」のこととして見ているわけである。

しかし、『府県（山口県）史料』「忠孝節義」褒賞の全容からすれば、明治六年を画期に山口県の褒賞の大きくサマ変りしていることこそ注目すべきであろう（表7・8参照）。そこでは、例の「父母孝養」「家職精励」など家庭内道徳を主題とした「忠孝」部門の比重が大きく後退。代わって「学校建設」「道路敷設」「灌漑開拓」など公共的「功献」を事績とした部門が「大々的に」拡大展開していっている。この「道徳」から「寄付」「献金」への転向こそ、明治

六年「地租改正」成就を境としての体制「基盤」の現出である。

明治六年からの褒賞対象の顔触れを見れば瞭然。たとえば矢田部辰五郎、堀英之助、上田少蔵、林秀一、万代利兵衛、菊屋孫太郎、藤田与次、横山幾太、三分一健作、片山文治、椿才文太、糸賀外衛、勝間田稔、松田敏樹、坂本協、石川良平、白石正一郎、佐々木男也、笠井順八、大津唯雪、宍戸親基、毛利親詮、浦親教などなど、区戸長層をはじめ当時山口県の政財官界の名前が居並ぶ。体制「基盤」の横断的な顔々である。

かくて「忠孝節義」褒賞の「村役人層集中」を云うのなら、「明治五年集中」ではなく、この明治六年からの有力指導者層への拡大、集中という新たなる展開にこそ目をすえ、これをクローズアップし画期とすべきである。この明治六年からの「拡大・集中」に焦点をおいてこそ、「地租改正」成就＝「体制」成立のもつ意味の大きさをはじめて褒賞政策との「関連」で認識できるというものである。

七　「皇国」イデオロギーの突出

これで「忠孝節義」褒賞の「明治五年・村役人層集中」説は中味のないものとなった。

①データの再確認を欠いだこと。

②歴史的前段階である長州藩の伝統的褒賞方式からの視巾を欠いだこと。

③歴史的事後段階である明治六年以降の褒賞展開全体への視野を欠いだこと。

①もさることながら②③を欠いだことによって、データの異様さを異様と気付くことなく、逆にこれを山口県の「特異性」だとして、はては「人間類型を異に」するとまで虚大化していったところに、先学の失態はある。

表7　内容別褒賞人員の推移

（　）内%

	明治5	明治6	明治7	明治8	明治9
父母孝養 家職精励	44 (77.2)	7 (4.3)	6 (17.1)	2 (1.0)	5 (1.1)
救難救命			4 (11.4)	1 (0.5)	
賊徒捕縛 凶徒通報		4 (2.5)	11 (31.4)	1 (0.5)	
救貧救荒	11 (19.3)	15 (26.3)	2 (5.7)	4 (2.0)	
所勤功労 頑民説諭	1 (1.8)	17 (10.5)	1 (2.9)	1 (0.5)	1 (0.2)
学校建設 学事尽力		119 (73.5)	11 (31.4)	145 (72.1)	399 (91.1)
潅漑開拓 道路敷設	1 (1.8)			47 (23.5)	33 (7.5)
その他				1 (0.5)	
計（人数）	57 (100.0)	162 (100.0)	35 (100.0)	201 (100.0)	438 (100.0)

（『府県史料』褒賞の部から作成）

表8　「忠孝節義小伝」記載褒賞人員の推移

	明治5	〃6	〃7	〃8	〃9	〃10	〃11	〃12	〃13	〃14	〃15	〃16	〃17
孝養	44	6	3	6	5	2	5	2	3	5	1		5
救難			4			1							
奉仕									1				
救貧	11	14	1	4									
捕縛	3			1									
勤功	1												
説諭	1	14											
土木	1												
尊王				1									
計	61	34	8	12	5	3	5	2	4	5	1	0	5

（『府県史料』忠孝節義小伝から作成）

かくて山口県の初期褒賞の特質として云えるのは、「国家観念の強調」⑫の一条である。もっともこれまた藤田・田村両氏のように「国家観念を示す文言が殆んど一致して必ず見出される」と云うのも事実に反する。せいぜい散見できる程度のものである。それにしても「皇国」イデオロギーの掲揚ではある。山口県では、すでに幕末段階から「皇国」イデオロギーによる動員と結集＝イデオロギー的集中を経ている。褒賞にあってもその村落底辺までの貫通は維新権力のフランチャイズ山口県にふさわしい。それこそ山口県初期褒賞の特徴ということになる。

〔付記〕なお、蛇足ではあるが、この「皇国」イデオロギーによる突出と集中が、その後地域山口県の精神風土をどう特質づけ、どう特異化していくものであったか、これまた地域史研究にとって究明課題である。

ちなみに今日にあっても地域山口県民の意識傾向として、その特性は確認されている（表9参照）。こうした地域山口県民の意識構造と意識偏差の歴史的究明こそ俟たれるものである。私ども地域史研究にとっての使命と課題は尽きない。

註

① この歴史的前段階からの視巾を藤田・田村両氏とも欠いている。もっぱら他府県との比較で「集中」を強調しており、地域自体の歴史の展開としての把握はない。

② 小林茂「奇兵隊の構成―『長藩奇兵隊名鑑』の分析」（『郷土』一二号・一九六六）

井上勝生「討幕派軍隊の兵士と農民」（『日本史研究』一二四号・一九七二）

③ 『忠正公伝』（稿本）一三編八章

④ 念のため文書照会もした。その国立公文書館係員による点検でも「肩書等の記載はいっさいありません」という結果である（一九八一年八月）。

⑤ 例の脱隊反乱（明治二～三年）の背景にも土地革命への期待が立ちのぼっている。「隊の世になりたらバ田畠ハ作り取りにもなり……」（金津家文書）などと取沙汰されている。

また、年貢軽減を求めて他県への流出も生起しており（『学圃杉先生伝』）、封建的収奪体制からの解放こそ農民動向＝「危機」の根底にある。「石懸り物減ズル事第一ナリ」、いみじくも中央政府で井上馨がそう断言している（『世外井上公伝』）。

表9　山口県民の意謝傾向の特異性

（1978年ＮＨＫ全国県民意識調査から）

全国順位	回　　答　　内　　容	%
第1位	多少自分の考えに合わない点があってもみんなの意見に合わせたいと思う。	82.4
〃	人間にはそれぞれ分に応じた生活があるのだから、あまり不満を持つべきではないと思う。	80.9
〃	天皇は尊敬すべき存在だと思う。	70.8
〃	公共の利益のためには、個人の権利が多少制限されてもやむをえないと思う。	66.5
〃	税金があがっても、社会福祉をもっと充実してほしいと思う。	61.7
第2位	世の中が変わっても農業は国の基本だと思う。	86.7
〃	国や役所のやることには従っておいたほうがよいと思う。	58.3
第3位	家庭生活ではひとりひとりが好きなことをして過ごすよりも家族の団らんを大切にしたいと思う。	93.7
〃	今の世の中では、自分のことばかり考えて、ほかの人のことには無関心の人が多いと思う。	83.5
〃	ふだんの生活はできるだけ切りつめてお金や財産を残したい。	57.0
〃	今の世の中では、義理人情がすたれて暮らしにくくなったと思う。	53.2
〃	子どもの教育には生活をきりつめても金をかけるべきだと思う。	53.1
第4位	山口県というところが好きである。	90.4
〃	今住んでいる所は、住みよい所だと思っている。	88.8
〃	昔からあるしきたりは尊重すべきだと思う。	68.4
〃	今の世の中では、実力があっても学歴がなければなかなか認めてくれない。	68.2
〃	下水道、ゴミ処理などの環境衛生はよい。	68.2
〃	年上の人の云うことには自分をおさえても従うほうがよいと思う。	47.1
〃	男と女では、全体として能力に差があると思う。	46.9
〃	レジャー、娯楽施設はととのっている。	26.5
〃	働くということはつらいことだと思う。	21.4

（ＮＨＫ世論調査所編『日本人の県民性』から作成）

⑥　三宅紹宣「明治初期山口藩における農民斗争と民政」（『史学研究五十周年記念論叢』一九八〇・福武書店）

⑦　『中野半左衛門日記』明治三年正月の条でも見るとよい。「庄屋中不残さしかえ」（大田一揆）、「庄屋こわし」（熊毛一揆）、「庄屋畔頭を百姓の方ニ捕」（曽根一揆）などと通報されている。

明治四年九月清末一揆でも「戸長・副戸長等より……征伐せよ」と叫ばれている（『豊東村史』）。

⑧　中村卯四郎『学圃杉先生伝』（一九三五・松陰研究会）

⑨　『教諭書』（原田家文書）

⑩　褒賞に階層性はつきまとっている。藩政期にあっても「小農へ中農の御称美、又中農へ上農の御賞美も難被仰付候、其上上農の者も御賞美方至御六ケ敷、往々煩敷御事奉存候事」（『上農中農下農判断書』）とある。なんとなれば「一統百姓の名目ニても、持録多少と古き家筋ニ因て自然と上中下の品相立居候」からだという。

⑪　『孝義褒賞』明治四～八（山口県庁文書）

⑫　山口県初期褒賞の「特徴」として、藤田省三氏は次の三点をあげている。

(1)山口県褒賞は他府県と異なって明治五年に「却て多く」、「啓蒙運動の中」で行なわれていること。

(2)　褒賞対象が「殆んど……村役人層に限られている」こと。

(3)褒賞事由に「国家観念」を強調する文辞が「必ず見出される」こと。

〈史料紹介〉

東寺百合文書における防長関係史料

百田昌夫

東寺百合文書は、京都市南区九条町にある東寺（教王護国寺）の宝蔵で永年襲蔵されてきた約二万点の文書である。これが文化財保護の目的で京都府によって購入され、京都府立総合資料館に移管されたのは一九六七年のことであったが、そのご同館古文書課（のち歴史資料課）において整理が進められた結果、現在では、「東寺百合文書目録第一～第五」（一九七六～七九年刊、以下「百合目録」と略記）にもとづいて、原本が公開閲覧に供されるだけでなく、写真版による閲覧も可能な体制がとられている。なお、同文書は、一九八〇、八一年に国の重要文化財に指定され（東寺百合文書二四、〇一四通＝三、八五八巻一、一七二冊六帖六七幅一三、六四七通、東寺観智院伝来文書典籍類七九通＝二九巻六冊二帖二二通）、現在も引続き修理が実施されつつある。

ところで、この文書のうち、防長の地域に関する史料としては、東寺領周防国美和庄兼行方①（現在の熊毛郡大和町大字三輪、田布施町大字宿井周辺）に関するもの、及び大内義興の山城国守護在任②（永正五～一五年、一五

○八～一八）に関するもののふたつが、主なる構成要素である。このことは既に周知のことで、戦前の山口県史編纂所（一九三七～四五）においても稿本「東寺百合文書」[3]が作成されている。ただし、この稿本作成は、完結以前に中断せられたものの如くで、百合の文書のうち、「い」「ほ」「へ」「ち」「り」「ゐ」「ミ」の各函より、三○通ほどが収載されるにとどまる。[4]

ここでは、「百合目録」の文書名に表現された地名と人名に依拠して、防長関係の史料を検索し、その編年目録化を試みた。したがって、つぎのような史料の場合は、検索の対象とすることができていない。他日の精査を必要とするところである。

・防長関係の地名・人名が文書名としては表現されない場合

（事例）貞治4・6月日東寺雑掌申状案[5]、康暦元・6月日東寺雑掌頼勝申状案（最勝光院評定引付所引[6]）など

・「百合目録」収録外の東寺旧蔵諸家所有文書の場合

（事例）康応元年兼行方年貢運送注文[7]（京都大学所蔵教王護国寺文書）、応安6・8・10周防国美和庄兼行方文書案[8]（国立国会図書館本東寺百合古文書九十九）など

検索の作業としては、たとえば、貞和5・⑥・29周防国美和庄兼行方文書案のうち暦応4・11・21足利直義裁許状案（㉓㈡）から、その日付により、暦応4・11・21足利直義裁許状（⑮）を索引するなどの手順をとった。

また、目録の編成は、複数の正文・案文のある場合、正文を立項させる（たとえば⑮）とともに、案文も〔　〕で併記する（⑮A、⑮B、⑮C）、また、連券・書継案文中の個々の文書は、それぞれ個々の文書としても重出立項させる（たとえば⑦と①、⑥）とともに、原文書は〔　〕で指示する（①〔⑦㈠〕、⑥〔⑦㈡〕）こととした。この単純な作業の結果、煩鎖な体裁となったが、正文と案文、案文と案文のつながりを無視せぬ意図からの一案である。なお、付載しえた花押には一連番号を与えて指示し、また、私按には〔　〕を付した。

以下、項目ごとの記載は、つぎの事項のうち、該当のものとする（(2)～(4)、(9)、(11)は「百合目録」による）。

(1)編年番号　(2)文書作成年月日　(3)文書名　(4)料紙の紙質（宿紙等の場合）、形式（堅紙以外の場合）、欠損、寸法　(5)紙数　(6)端裏書、端書、奥書　(7)差出→充所（または書出）　(8)封紙ウワ書、切封帯、封墨引　(9)函別文書番号　(10)料、古、県（それぞれ、「大日本史料」、「大日本古文書」、旧山口県史編纂所稿本「東寺百合文書」での収載の場合）　(11)※（「百合目録」での新史料の場合）

註①　(1)御薗生翁甫「防長地名渕鑑」（一九三一年、増補版一九七四）、(2)清水正健「荘園志料」（一九三三）、(3)田村哲夫「防長庄園の地域的考察（前編）」（山口県文書館研究紀要二、一九七三）、(4)奈良本辰也・三坂圭治「山口県の地名」（一九八〇）、(5)国守進「大和町史第三編中世」（一九八三）など参照。

②　(1)広永達夫「大内義興の山城守護に就いて」（防長文化二－一、一九三八）、(2)今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護付所司代・守護代・郡代補任沿革考証稿（下）」（「京都市史編さん通信」七四、一九七五）、「京都便覧山城守護」（「京都の歴史」10、一九七六）など参照。後掲(72)～(86)については(2)の援用に負うところが多い。

③　山口県文書館架蔵（請求番号－県史一一九四）。「王政復古七十年記念　山口県史編纂所」用箋三五丁に筆写されている。

④　「い」～「り」の一七通と、「ゐ」「ミ」の一三通とで筆跡が異なり、前者は、「大日本古文書　東寺文書一～四」（一九一一～三九年刊）に拠ったものと覚しい。ただし、現状では、函順でなく、ほぼ年代順に編綴されている。内訳は、後掲④、⑤、⑤A、⑨、⑩、⑮B、㊴、㊸、㊸、㊹、㊼、㊽、㊿、⑿Aのほか、つぎの一六通である。

安貞2・8・5修明門院処分状案（周防国東荷庄云々）　ほ二七(一)
文永2・7・9後深草上皇院宣案（周防国秋穂二嶋庄云々）　ゐ一
正和3・7・3春宮尊治親王令旨案　へ一六
元徳2・正・28後醍醐天皇綸旨案（備中国新見庄為周防国美和庄替云々）　ゐ四〇(一)
〃　2・2・3凡僧別当尋忠施行状案（東南院備中国新見庄為周防国美和庄替云々）　ゐ二八(一)
（元徳2）12・26興福寺東北院覚円書状（美和庄云々）　り一九三

東寺百合文書における防長関係史料（百田）

建武３・９・15東寺長者御教書案　　ゐ二八(一)
康永２・５・10安富行長書状案　　ゐ二八(二)
観応３・７・４室町幕府引付頭人奉書案　　ゐ二八(四)
康暦２・２・24室町幕府御教書（大内介入道(弘世)云々）　　い一一
応仁元・６・21斯波義廉下知状　　り一〇〇
文明２年廿一口方評定引付７月13日条（大内殿(政弘)ヨリ云々）　　ち一九
文明５年廿一口方評定引付７月21日条（大内殿(政弘)エ云々）　　ち二〇
（欠年）12・12河野通春巻数返事　　り一九一
（欠年月日）最勝光院領被物月宛注文（美和(周防)云々）　　へ二二二
（　〃　）廿一口方正文々書目録（周防出雲両国段銭御教書云々）　　へ二二九

⑤「大日本史料」第六編之二十五（一九三一）、八七〇頁所収。便宜上、㉜として後掲。

⑥ 註①の(1)～(4)所引。

⑦ 註①の(5)所引。

⑧「大日本史料」第六編之三十九（一九八三）、二一四頁所引。

①〔徳治3・4・19〕後宇多上皇院宣案　〔元徳2・正・28春日社領周防国美和庄文書案㈠＝⑦ウ三〇㈠〕「権右中弁判」↓「謹上　東北院法印御房」

〔①A貞治3・12・4周防国美和庄兼行方文書案㈢＝㉛け二㈢は追而書部分の案文〕

②〔〔正中2・3月日〕〕最勝光院領庄園目録抄　〔貞治3・12・4（前出）㈠＝㉛け二㈠〕

③〔〃　3・3・18〕太政官牒抄　〔貞治3・12・4（前出）㈡＝㉛け二㈡〕

④〔嘉暦3・10・11〕後伏見上皇院宣案　〔貞治3・12・4周防国美和庄兼行方文書案㈠＝㉚る三七㈠県〕「資名（日野）」↓「宝菩提院帥法印御房」

〔④A正慶2・2・22最勝光院執務職等文書案二九・一×四五・一　1紙㈠も案文〕　〔イ二九㈠〕

⑤〃　3・10・20　北条守時請文案（この文書の奥に正中2・3月日付最勝光院領庄園目録〔同上案＝ゆ一　二九・三×四〇五・七　10紙〕の周防国美和庄に関する抜書がある。）二九・七×四〇・九　1紙「相模守守時裏判」充所ナシ　（書出）「最勝光院執務職并周防国美和庄事」　ミ一九県

〔⑤A貞治3・12・4（前出）㈣＝㉚る三七㈣県も案文〕

⑥〔元徳2・正・28〕後醍醐天皇綸旨案　〔元徳2・正・28（前出）㈡＝⑦ウ三〇㈡〕「中宮亮判」↓「謹上　東北院僧正御房」

⑦〃　2・正・28　春日社領周防国美和庄文書案　㈠徳治3・4・19〔①〕　三三・五×五三・六　1紙　㈡元徳2・正・28〔⑥〕　三三・六×五一・一　1紙　（端裏書）「院宣案」　ウ三〇㈠～㈡

⑧正慶2・2・19　景光周防国美和庄兼行方所務職請文　三三・二×五一・五　1紙　（端裏書）「［　　］」「景光（花押33）」　充所ナシ　（書出）「請申／最勝光院御領周防国美和庄内兼行／方当年所務職事（御年貢并色々雑物等国斗定四十石）」　レ二九

〔⑧A貞治3・12・4（前出）㈤＝㉛け二㈤は案文〕

⑨〔〃　2・2・22〕後伏見上皇院宣案　〔貞治3・12・4（前出）㈡＝㉚る三七㈡県〕「資名（日野）卿　権大納言在判」↓「謹上　東寺長者僧正房」

〔⑨A正慶2・2・22最勝光院執務職等文書案二九・一×四五・一　1紙㈡も案文〕　〔イ二九㈡〕

⑩〔建武3・9・8〕光厳上皇院宣案　〔貞治3・12・4（前出）㈢＝㉚る三七㈢県〕「隆蔭」↓「謹上　東寺長者僧正房」

〔⑩A建武3・12・8最勝光院文書案(三七・八×四一・〇　1紙)㈠も案文〕　〔ゐ二一㈠〕

⑪〔〃　4・5・16〕曽我時長周防国美和庄兼行方預所職請文案　〔貞治3・12・4(前出)㈥＝㉛け二㈥〕　(端書)「曽我七郎左衛門尉時長請文」「時長在判」　充所ナシ　(書出)「請申　最勝光院御領周防国美和庄内兼行／方預所職事(御年貢米京定肆拾石)」

⑫〔(暦応2)　2・28〕真祐書状案　〔貞治3・12・4(前出)㈧＝㉛け二㈧〕　「真祐」→「屋地彦六殿」

⑬〔〃　2・2・□□(8)〕周防国美和庄兼行方年貢未進注進状案　〔貞治3・12・4(前出)㈦＝㉛け二㈦〕　差出・充所ナシ　「兼行方建武四年□(破損)事／合四拾石」

⑭〔〃　4・④・24〕室町幕府引付頭人奉書案　〔貞治3・12・4(前出)㈨＝㉛け二㈨〕　(端書)「安威入道(性威カ)」「修理権大夫判」→「曽我六郎左衛門尉殿」

⑮〃　4・11・21　足利直義裁許状　三四・五×五四・四　1紙　(端裏付箋)「東寺」「左兵衛督源朝臣(花押)」　充所ナシ　(書出)「東寺雑掌光信申周防国美和庄内／兼行方事」　ホ二一

〔⑮A貞和5・⑥・29周防国美和庄兼行方文書案㈡＝㉓ノ一五㈡(「右正文并時長請文正文同在之」(奥書))、⑮B貞治3・12・4(前出)㈥＝㉚ゐ三七㈥料県、⑮C貞治3・12・4(前出)㈢＝㉛け二㈢(「安威入道(端書)(性威・性遵カ)」)は案文〕

⑯〔〃　4・12・18〕室町幕府引付頭人奉書案　〔康永元・7月日東寺雑掌光信重申状并具書案㈡＝⑱さ一三㈡料　「修理権大夫在判(時長)」→「曽我六郎左衛門尉殿」

〔⑯A貞治3・12・4(前出)㈡＝㉛け二㈡(「□(端書)」)も案文〕

⑰〔康永元・7月日(7・4)〕東寺雑掌光信重申状　〔康永元・7月日(前出)㈠＝⑱さ一三㈠料(飯尾宏昭)　(端裏書)「東寺雑掌重申状　康永元七　四」　差出・充所ナシ　(書出)「東寺雑掌光信重言上」「(裏花押35)」

⑱〃　元・7月日(7・4)　東寺雑掌光信重申状并具書案　㈠康永元・7月日〔⑰〕　三二・九×五二・三　1紙　㈡暦応4・12・18　〔⑯〕　二七・九×三三・六　1紙　さ一三㈠料〜㈡料(飯尾宏昭)

⑲〔〃　元・7・4〕室町幕府引付頭人奉書案　〔貞治3・12・4(前出)㈢＝㉛け二㈢〕　(奥書)「此時雑掌申状、奉行書銘、具書有之」「修理権大夫在判(吉良貞家)」→「太内豊前々司殿(ママ)(長弘)」

⑳〔〃 元・11・25〕周防国守護大内長弘請文案 〔貞治3・12・4（前出）(三)＝㉛け二(三)〕（端書）「守護請文」「前豊前守長弘裏判」↓「進上 御奉行所」

㉑ 〃 3・12・8 室町幕府引付頭人奉書 三二・四×五一・四 1紙 「散位（上杉朝定）（花押）」↓「曽我六郎左衛門尉殿」 ホ二三料

〔㉑A貞治3・12・4（前出）(七)＝㉚る三七(七)、㉑B貞治3・12・4（前出）(四)＝㉛け二(四)は案文〕

㉒ 貞和5・⑥・29 室町幕府引付頭人奉書 三二・一×四七・八 1紙 「伊豆守（上杉重能）（花押）」↓「上総左馬助殿」（端裏書）曽我六郎左衛門尉事」）＝㉓ノ一五(一)、㉒B ヒ四七料

〔㉒A貞和5・⑥・29周防国美和庄兼行方文書案 (一)＝㉛け二(三)は案文〕

㉓ 〃 5・⑥・29 周防国美和庄兼行方文書案 (一)貞和5・⑥・29〔㉒A〕 二七・七×四〇・一 1紙 (二)暦応4・11・21〔⑮A〕 二七・七×四二・五 1紙 ノ一五(一)～(二)

㉔ 〃 5・12・24 室町幕府引付頭人奉書 三二・四×五〇・五 1紙 「沙弥（佐々木高氏）（花押）」↓「大内豊前権守（長弘）入道殿」 ホ二五料

〔㉔A貞治3・12・4（前出）(八)＝㉚る三七(八)、㉔B貞治3・12・4（前出）(六)＝㉛け二(六)は案文〕

㉕〔貞治3・7・4〕室町幕府引付頭人奉書案 〔貞治3・11月日東寺雑掌光信重申状并具書案(二)＝㉗さ二八(二)〕「左近将監（斯波義高）任判」↓「大内介（弘世）殿」

〔㉕A貞治3・12・4周防国美和庄兼行方文書案(二)（「此正文者国へ下遣了」（端書））＝㉙ノ三二(二)料、㉕B貞治3・12・4（前出）(二)（「雑掌者縫殿允」（端書））＝㉛け二(二)も案文〕

㉖〔〃 3・11月日〔1：28〕〕東寺雑掌光信重申状 〔貞治3・11月日（前出）(一)＝㉗さ二八(一)料〕（端裏書）「雑掌重状 貞治三 十一二八」差出・充所ナシ （書出）「東寺雑掌光信重言上」

㉗ 〃 3・11月日〔1：28〕東寺雑掌光信重申状并具書案 (一)貞治3・11月日〔㉖〕 三一・六×四七・七 1紙 (二)貞治3・7・4（松山貞秀カ）「継目裏花押36）」 さ二八(一)料～(二)

㉘ 〃 3・12・4 室町幕府引付頭人奉書 三一・四×四九・八 1紙 「左近将監（斯波義高）（義宝）（花押）」↓「大内介（弘世）殿」 ホ三二料

〔㉘A貞治3・12・4（前出）(一)（「此正文者進于応安元年々預弁僧都（端書）御房訖」）＝㉙ノ三二(一)、㉘B貞治3・12・4（前出）(九)＝㉚る三七(九)料、㉘C貞治3・12・4（前出）(六)（「雑掌ハ縫殿（奥書）」「具書同相副了」（裏奥書））貞治三年奉書二通之内一通ヲ遣国不□之、（以下墨抹）」＝㉛け二(六)は案文〕

㉙ 〃 3・12・4　周防国美和庄兼行方文書案　二九・七×四二・四　1紙　㈠貞治3・12・4〔㉘A〕　㈡貞治3・7・4〔㉕A〕

㉚ 〃 3・12・4　周防国美和庄兼行方文書案　二九・一×二六・四　6紙　㈠嘉暦3・10・11〔④〕　㈡正慶2・2・22〔⑨〕　㈢建武3・9・8〔⑩〕　㈣嘉暦3・10・20〔⑤A〕　㈤（欠年）12・晦〔⑯A〕　㈥暦応4・11・21〔⑮B〕　㈦康永3・12・8〔㉑A〕　㈧貞和5・12・24〔㉔A〕　㈨貞治3・12・4〔㉘B〕

㉛ 〃 3・12・4　周防国美和庄兼行方文書案（仮綴）　二九・六×三一・二（14紙）　（表書）「七帳内」「美和庄兼行方」　㈠（正中2・3月日）〔②〕　㈡正中3・3・18〔③〕　㈢徳治3・4・19〔①A〕　㈣（欠年）12・晦〔⑯B〕　㈤正慶2・2・19〔⑧A〕　㈥建武4・5・16〔⑪〕　㈦暦応2・2・□〔⑬〕　㈧（暦応2）2・28〔⑫〕　㈨暦応4・④・24〔⑭〕　㈩暦応4・11・21〔⑮C〕　㈪暦応4・12・18〔⑯A〕　㈫康永元・7・4〔⑲〕　㈬康永元・11・25〔⑳〕　㈭康永3・12・8〔㉑B〕　㈮貞和5・6・29〔㉒B〕　㈯貞和5・12・24〔㉔B〕　㈰貞治3・7・4〔㉕B〕　㈱貞治3・12・4〔㉘C〕

㉜ 〃 4・6月日　東寺雑掌申状案　三〇・〇×四一・三　1紙　（端裏書）「兼行方事」　差出・充所ナシ　（書出）「目安／東寺雑掌申／周防国美和庄内兼行方事」

㉝〔応安6・3・17〕　周防国美和庄兼行方名田畠宛行状案　〔応安6・8・10周防国美和庄兼行方文書案㈠＝㉟ハ七六㈠〕　差出・充所ナシ　（書出）「満端在判／下　周防国美和庄兼行方」

㉞〔〃 6・8・10〕　周防国美和庄兼行方名田畠宛行状案　〔応安6・8・10（同前）㈡＝㉟ハ七六㈡〕　差出・充所ナシ　（書出）「在判／下　周防国美和庄兼行方」

㉟ 〃 6・8・10　周防国美和庄兼行方文書案　二七・八×三九・五　1紙　（端裏書）「両御方御下知案文」　㈠応安6・3・17〔㉝〕　㈡応安6・8・10〔㉞〕

㊱〔至徳3・2・3〕　周防国美和庄石口村吉行五郎衛門田地売券案　〔至徳4・⑤・26周防国美和庄石口村吉行五郎衛門田地文書案㈠＝㊳ハ九二㈠〕　「石口村吉行五郎衛門」　充所ナシ　（書出）「うり申候田の事」

㊲〔〃 4・⑤・26〕　周防国美和庄石口村吉行五郎衛門出挙米借状案　〔至徳4・⑤・26（前出）㈡＝㊳ハ九二㈡〕　「石口村吉行五

郎衛門／在判」　充所ナシ　（書出）「申上候御すこの米事」

㊳　〃　4・⑤・26　周防国美和庄石口村吉行五郎衛門田地文書案　二八・〇×三九・〇　1紙　（端裏書）「吉行五郎衛門状案文」　㈠至徳3・2・3〔36〕　㈡至徳4・⑤・26〔37〕　八九二㈠～㈡

㊴　（明徳4）　6・3　平井道助書状　三〇・〇×九八・四　2紙　（端裏書）「兼行御代官職事　平井入道吹挙状」　「道助（花押29）」↓「増長院御坊中」　切封帯アリ　礼紙切封墨引　り一四八古県

㊵　〃　4（6・3）　平井道助書状封紙　四八・二×二九・九　1紙　（端書）「兼行方御代官職所望状　平井吹挙状案　明徳四癸酉」　さ七〇

（ウワ書）「増長院御坊中　平井状　道助」

㊶　〃　4・7月日　沓屋成重周防国美和庄兼行方代官職条々請文　三〇・二×四八・七　1紙　「沓屋帯刀左衛門尉成重（花押4）／請人祐禅（花押34）」　充所ナシ　（書出）「請申　東寺御領周防国美和庄内兼行方／御代官職事（御年貢毎年京著肆拾貫文内）」　セ二八料

㊷　（〃　4）　11・24　〔内藤〕盛賢書状案　二九・七×四七・四　1紙　（端書）「表書　杉弾正忠殿（重貞）　盛賢」　「盛源（ママ）判」↓「杉弾正忠殿」　フ二一八

㊸　〃　8・正・18　〔鷲頭カ〕永周書状　二九・五×四六・七　1紙　（端裏書）「鷲頭」　「沙弥永周（花押32）」↓「謹上　増長院進之候」　さ七七料

㊹　応永14・3・18　周防国守護大内徳雄盛見請文案　二九・九×三八・七　1紙　（端裏書）「沙弥徳雄」　「沙弥徳雄　請文裏判」↓「進上　御奉行所」　カ九一※

㊺　〃　21・3月日　周防国美和庄兼行方代官沓屋周重年貢請文　三〇・〇×四八・二　1紙　（端裏書）「美和庄兼行之請状」　「沓屋備後入道　周重（花押8）」↓「東寺　御奉行所」　（書出）「預申候所領事（毎年四拾貫文之料足）」　サ二八料

㊻　〃　25・12・12　沓屋周重書状案（東寺）（折紙）　二六・八×三五・五　1紙　（端書）「下兵庫使者（沓屋）　又三郎」　「周重　判」　充所ナシ　（書出）「とうし御ねんく／四十貫文」　（折紙ウワ書）「くつのやのひんこ入道（備後）／おとまるの船頭殿　たうちんの御かたへ」　さ一〇三

㊼　（〃　25）　極・13　沓屋周重書状　三〇・五×九一・五　2紙　「周重（花押9）」↓「東寺公文所　進之候」　切封帯アリ　礼紙切

封墨引　さ二一〇四（賢増）

㊽　〃　29・10・8　周防国美和庄兼行方代官職宛行状案　二八・八×四八・三　1紙　（端裏書）「兼行宛文案」「公文法眼／（十禅院中務）年預法印」　充所ナシ　（書出）「宛行／東寺領周防国美和庄内兼行方／代官職事／富平法師丸」　サ三〇※

㊾〔〃　29・10・8〕　沓屋重正周防国美和庄兼行方代官職請文　〔永享4・4・14周防国美和庄兼行方代官職文書(二)＝㊿せ武家七一(一)〕　応永廿九　十八」　「沓屋助八郎重正（花押11）」　充所ナシ　（端裏書）「兼行代官沓屋助八郎請文　（沓屋重正）

（書出）「東寺御領周防国美和庄内／兼行代官職事（御年貢毎年肆拾貫文）」

沓屋重正周防国美和庄兼行方代官職請文包紙　四八・一×二九・二　1紙　（端書）「□（兼行カ）代官請文　応永廿九　十八」　（沓屋重正書状封紙ウワ書）「東寺御奉行所　重正」　サ三一※

㊿〔〃　29・10・8〕　大内持世挙状　〔永享4・4・14周防国美和庄兼行方代官職文書(一)＝㊿せ武家七一(一)〕　「持世（花押2）」↓

「東寺」

51〔（永享4）・4・14〕　周防国美和庄兼行方代官職文書　(一)（永享4）・4・14〔㊿〕　二九・三×四六・五　1紙　(二)応永29・10・8　せ武家七一(一)～(二)

52（〃　4）・4・14　〔㊾〕　二九・二×四八・五　1紙　（端裏書）「大内刑部少輔京都雑掌安富状　永享四

53　〃　4・5・14　大内持世雑掌安富定範書状　二九・七×八九・六　2紙　五　十四」　「定範（花押30）」↓「宮野殿」　（礼紙切封ウワ書）「（墨引）　安富掃部助　定範」　切封り七九古墨

帯アリ

54〔享徳4・6・11〕　周防国美和庄兼行年貢代銭支配状案　〔長禄3・8・3最勝光院方年貢銭支配状案（袋綴）　二五・二×一八・四（60紙）(一)〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進　去年兼行御年貢代支配状事／合拾貫百文之内」　〔ひ八六(一)※〕

55〔康正2・7・8〕　周防国美和庄兼行年貢代銭支配状案　〔長禄3・8・3(54)に同じ)(二)〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進　兼行去年分御年貢代支配状事／合拾貫五百文内」　〔ひ八六(二)※〕

56〔〃　2・8・3〕　周防国美和庄兼行年貢代銭支配状案　〔長禄3・8・3(54)に同じ)(三)〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進　去年兼行御年貢代支配状事／合拾貫文之内」　〔ひ八六(三)※〕

57〔長禄元・11・12〕　周防国美和庄兼行年貢代銭支配状案　〔長禄3・8・3(54)に同じ)(三)〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進　兼

行去年分御年貢代支配状□（破損、事カ）／合弐拾貫文之内」　〔ひ八六㈩※〕

㊽〔〃元・11・15〕周防国美和庄兼行年貢銭支配状案　〔長禄3・8・3（54）に同じ）㈢〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進　兼行去年分銭支配状之事／合拾貫文之内」　〔ひ八六㈡※〕

㊾〔〃2・5・19〕周防国美和庄兼行年貢代銭支配状案　〔長禄3・8・3（54）に同じ）㈣〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進　兼行去年分支配状事（カ）／合拾貫文内」　〔ひ八六㈣※〕

㊿〔〃3・6・12〕周防国美和庄兼行年貢代銭支配状案　〔長禄3・8・3（54）に同じ）㈤〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進　兼行去年分御年貢代事／合拾貫文内」　〔ひ八六㈤※〕

(61)〔〃3・8・10〕周防国美和庄兼行方正税銭請取案　〔長禄3・8・22周防国美和庄兼行方正税銭等請取案㈠＝㊸サ七八㈠〕　「東寺使者了蔵」　充所ナシ　（書出）「請取兼行正税銭之事／合拾貫文者」

(62)〔〃3・8・22〕周防国美和庄兼行方料足請取案　〔長禄3・8・22（前出）㈡＝㊸サ七八㈡〕　「東寺使者了蔵」　充所ナシ　（書出）「請取料足之事／合参貫弐百廿文者」

(63)〃3・8・22　周防国美和庄兼行方正税銭等請取案　二九・四×三一・五　1紙　「（氏名未詳）（裏花押）37）」　㈠長禄3・8・10〔61〕　サ七八㈠～㈡　㈡長禄3・8・22㊷

(64)（〃3）8・22　内藤盛世書状〔封紙〕四五・〇×二六・〇　1紙　本紙二七・三×九〇・二　2紙　「盛世（花押19）」↓　「安富近江入道殿　御宿所」　切封帯アリ　端裏切封墨引　（封紙ウワ書）「内藤下野守盛世」　マ九二

(65)（〃3）8・22　内藤盛世書状〔封紙〕四四・三×二六・九　1紙　本紙二七・四×九〇・〇　2紙　「盛世（花押20）」↓　「北坊」　切封帯アリ　礼紙切封墨引　（封紙ウワ書）「北坊　ないとう　盛世」　サ三二七

(66)〔〃3・10・6〕周防国美和庄兼行方年貢代銭支配状案　〔寛正3・11・29最勝光院方年貢銭支配状案（袋綴）　二四・一×一九・四（40紙）㈠〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進　兼行去年分御年貢代支配状事／合拾貫文内」　〔ル一七八㈠※〕

(67)〔〃4・7・16〕周防国美和庄兼行方年貢代銭支配状案　〔寛正3・11・29（66）に同じ）㈡〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進

兼行去年分支配状事／合拾貫文内」　〔ル一七八㈤※〕

⑱〔〃　4・7・24〕　周防国美和庄兼行方年貢代銭支配状案　〔寛正3・11・29（66）に同じ㈣〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進兼行去年分支配状事／合拾貫文内」　〔ル一七八㈥※〕

⑲〔〃　4・8・7〕　周防国美和庄兼行方年貢代銭支配状案　〔寛正3・11・29（66）に同じ㈤〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進去年兼行支配状事／合五貫文内」　〔ル一七八㈦※〕

⑳〔〃　4・8・15〕　周防国美和庄兼行方年貢代銭支配状案　〔寛正3・11・29（66）に同じ㈥〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進兼行去年分銭支配状事／合五貫文内」　〔ル一七八㈧※〕

㉑〔寛正3・10・4〕　周防国美和庄兼行方年貢代銭支配状案　〔寛正3・11・29（66）に同じ㈣〕　差出・充所ナシ　（書出）「注進兼行去年分支配状事／合拾貫文内」　〔ル一七八㈣※〕

㉒〔（永正5）〕9・11　山城国愛宕郡代杉興重折紙案　（折紙）　二五・七×四一・〇　1紙　「杉兵庫助興重」　充所ナシ　（書出）「愛宕郡々代職事」　イ二一〇七〔松田英致〕

㉓〃　5・10・28　室町幕府奉行人連署奉書　〔封紙〕四六・六×二七・〇　1紙　本紙二七・〇×四六・六　1紙　「対馬守（花押）／美濃守（花押）」↓「大内左京大夫殿」（封紙ウワ書）「大内左京大夫殿　対馬守英致」　い五七〔料〕〔吉〕〔県〕

㉔〃　5・11・27　山城国守護代弘中武長・神代貞綱連署奉書　（包紙下部欠）　包紙四三・〇×二七・七　1紙　本紙三二・二×四七・一　2紙　（包紙端書）「御奉書」　「兵部丞（花押28）／紀伊守（花押12）」　充所ナシ　（書出）「東寺八幡宮領城州久世郡／并所々散在名田畠目録在事」　別紙　い五八〔料〕〔吉〕〔県〕

㉕〃　5・12・3　山城国守護奉行人連署禁制　二八・三×四六・四　1紙　「紀伊守（花押13）／左衛門尉（花押15）／中務少輔（花押14）」　充所ナシ　（書出）「禁制　東寺」　ヤ一六九

㉖〃　6・12・13　山城国守護奉行人連署奉書案　（折紙）　二六・八×四四・五　1紙　「興重（杉）判／興宣（杉）判／興盛（内藤）判／興方（野山）判／弘胤（問山）判」↓「東寺執行代御坊」　タ一八六

㉗〃　8・8・27　山城国守護奉行人連署禁制　二八・三×四六・四　1紙　「紀伊守（神代貞綱）（花押13）／左衛門尉（杉興宣）（花押15）／中務少輔（花押14）」　充所ナシ　（書出）「禁制　東寺」　ニ一五四〔料〕

㉘〃　11・5・9　山城国守護代杉興重折紙案　（折紙）　二五・七×四三・九　1紙　「興重（陶興房）在判」↓「名主百姓中」

ヲ一三七 料

〔㊼A永正11・5・9(同右)(折紙)(二五・五×四三・一　1紙)も案文〕　〔ひ一五〇〕

㊾〔〃　11)　5・9〕〔山城国葛野郡奉行人〕連署奉書案　〔(永正11)5・9山城国西九条寺社本所領文書案(折紙)(二五・四×四三・二　1紙)㈠〕「部坂丹後守　頼家判／国分四郎右衛門尉　繁頼判」→「名主沙汰人中」　〔ひ一九四㈠料〕

㊿〔〃　11)　5・9〕〔山城国紀伊郡奉行人〕連署奉書案　〔(永正11)5・9(㊾に同じ)㈡〕「北野新右衛門尉　親郷判／寺内弥太郎　親嶺判」→「名主沙汰人中」　〔ひ一九四㈡料〕

(81)〔〃　11・7・11〕山城国守護奉行人連署奉書案(義興)　〔永正11・7・11山城国西九条寺社本所領文書案(折紙)(二五・三×四二・五　1紙)㈠〕(端書)「大内殿書下」「弘頼(吉見)判／道輔(竜崎)判」→「野田兵部少輔(興方)殿」　〔ひ一五四㈠料〕

(82)〔〃　11・7・11〕〔山城国紀伊郡奉行人〕連署奉書案　〔永正11・7・11(㊶に同じ)㈡〕(端書)「問田・野田折紙」「親郷(北野)判／(寺内)判　親嶺」→「紀伊郡　名主沙汰人中」　〔ひ一五四㈡料〕

(83)〃　11・7・12〔山城国守護代杉興重奉行人杉重延奉書〕案　(折紙)　三五・〇×四三・〇　1紙　「杉兵庫助(興重)代　重延判」→「名主百姓中」　ヲ一三八 料

(84)〃　11・11・13〔山城国守護代〕杉興重折紙　(折紙)　二八・四×四六・三　1紙　「興重(花押16)」→「東寺雑掌」　ト一五〇 料

(85)〃　14・8・15　室町幕府奉行人連署奉書案　〔永正14・8・15(義興)左京職寮洛中散在巷所文書案(二五・六×四三・四　1紙)㈡〕(端裏書)「(前略)　一通被成大内左京大夫御下知　同日、」(端書)「表書云、　大内左京大夫殿　美濃守基雄(斎藤基雄)」「美濃守(斎藤基雄)在判／近江守(飯尾貞運)在判」→「大内左京大夫殿」　〔メ二七八㈡料〕

(86)〃　14・10・24〔山城国守護代〕杉興重奉書案　(折紙)　二八・七×四〇・〇　1紙　(端裏書)「虫払田事也」「興重(杉)判」→「能美源次郎殿／能美弥次郎殿」　ツ一八〇 料

(87)(年未詳)　3・4　内藤智得盛賢書状　二九・〇×四八・一　1紙　「沙弥智得(花押23)」　充所ナシ　(書出)「貴札之趣委細拝見仕候了」　ほ八四 古 県

(88)　3・20　大内義弘書状　三〇・六×五〇・二　1紙　「左京権大夫義弘(花押3)」→「謹上　人々御中」　り一三三 古 県

⑧⑨　3・27　沓屋周重書状　三〇・五×九八・三　2紙　「周重（花押10）」↓「東寺宝泉院御坊中　進之候」　礼紙切封墨引　ヌ二五一

⑨⓪〔卯・17〕　安富定国書状案　〔（年未詳）卯・17周防国美和庄兼行方文書案㈠＝⑨②サ二八四㈠〕　「安富定国判」↓「玉泉寺」

⑨①〔卯・17〕　周防国美和庄兼行方年貢代銭請取案　〔（年未詳）卯・17（前出）㈡＝⑨②サ二八四㈡〕　「東寺納所判／同雑掌判」　充所ナシ　（書出）「請取　兼行御年貢銭事／合弐拾貫文者」

⑨②卯・17　周防国美和庄兼行方文書案　二七・九×四五・五　1紙　㈠（年未詳）卯・17〔⑨⓪〕　㈡（年未詳）卯・17〔⑨①〕　サ二八四㈠～㈡※

⑨③5・7　内藤盛賢書状　〔封紙〕四六・九×二八・五　1紙　本紙　二九・六×四八・〇　1紙　「盛賢（花押24）」↓「安富左衛門大夫入道殿」　切封帯アリ　端裏切封墨引　（封紙ウワ書）「安富左衛門大夫入道殿　盛賢」

⑨④7・28　〔豊前国守護大内教弘（カ）奉行人連署奉書　二九・二×九五・八　2紙　「重澄（花押31）／盛世（花押21）」　サ二九一※（封紙）
↓「杉伯耆守殿」　礼紙切封墨引

⑨⑤7・28　〔長門国守護大内教弘（カ）奉行人連署奉書　二九・三×九六・九　2紙　「秀家（花押1）／盛世（花押22）」　カ一九〇
↓「鷲頭肥前守殿」　切封帯アリ　礼紙切封墨引

⑨⑥8・4　沓屋成重書状　二八・九×九四・四　2紙　「成重（花押5）」↓「東寺多賀井殿　進之候」　切封帯アリ　礼紙切封墨引　カ一九一

⑨⑦8・9　杉弘国書状　二七・五×九〇・一　2紙　「弘国（花押17）」　充所ナシ　（書出）「昨日為使参候処」　（礼紙切封ウワ書）「東寺御役人御中」　（墨引）　杉右京亮　弘国」　切封帯アリ　さ一六七

⑨⑧9・3　内藤智得書状　〔封紙〕四八・〇×三〇・三　1紙　本紙三〇・八×九九・四　2紙　「沙弥智得（花押25）」　り一六一古
充所ナシ　（書出）「貴札之旨拝見仕候了」　（封紙ウワ書）「内藤入道　沙弥智得」　カ一九七

⑨⑨9・6　沓屋成重書状　〔封紙〕四九・三×三〇・七　1紙　本紙三〇・六×一五〇・一　3紙　「帯刀尉成重（花押6）」↓「謹上　高井殿」　（封紙ウワ書）「謹上　高井殿　くつのやのたてわき　帯刀尉成重」　カ一九八

⑩⑩ 10・13 沓屋成重書状 二九・六×八二・〇 2紙 「成重（花押7）」↓「東寺御使者方へ 進之候」 切封帯アリ 礼紙切封墨引 さ一八八

⑩① 11・7 〔内藤〕盛世折紙案 （折紙） 二九・八×三八・四 1紙 「盛世」判」↓「当所名主沙汰人中」 そ一六三※

⑩② 11・14 内藤智得 盛賢 書状 二九・〇×九五・二 2紙 「智得（花押26）」↓「東寺御雑掌 御宿所御中」 （礼紙切封ウワ書）「東寺雑掌御宿所御中」 （墨引） 内藤 智得 サ三五六※

⑩③ 12・13 問田興之書状 〔封紙〕四三・三×二六・一 1紙 本紙二六・三×八六・一 2紙 「興之（花押18）」↓「東寺 年預御房」 切封帯アリ 礼紙切封墨引 （封紙ウワ書）「東寺年預御房 問田掃部頭 興之」 ヒ二七一

⑩④ 12・27 内藤弘矩書状 封紙四三・五×二四・五 1紙 本紙二六・一×八八・二 2紙 「弘矩（花押27）」↓「東寺年預御坊 御返報」 切封帯アリ 礼紙切封墨引 （封紙ウワ書）「東寺年預御坊御返報 内藤弾正忠 弘矩」 り一九五 因 県

⑩⑤ 12・晦 後醍醐天皇綸旨 （宿紙） 三二一・〇×五二・九 1紙 「少納言具行（北畠）」↓「謹上 卿法印御房」（端書） ホ九九

〔⑩⑤A貞治3・12・4（前出）(五)＝㉚る三七(五)県、⑩⑤B貞治3・12・4（前出）(四)＝㉛け二(四)（「院宣」）は案文〕

⑩⑥ 内藤盛世書状封紙 四四・六×二六・八 1紙 （封紙ウワ書）「白松美濃守（基定カ） 殿 内藤下野守 盛世」 京一六三※

⑩⑦ 周防国美和庄兼行方文書包紙 三〇・四×三四・一 1紙 「兼行（題箋）」 ケ三五一※

花押

(1) 飯田秀家　年未詳（95）

(2) 大内持世　永享4年（51）

(3) 大内義弘　年未詳（88）

(4) （右）沓屋成重　明徳4年（41）

(5) 同前　年未詳（96）

(6) 同前　年未詳（99）

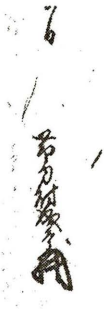

(7) 同前　年未詳（100）

(8) 沓屋周重　応永21年（45）

(9) 同前　応永25年（47）

(10) 同前　年未詳（89）

(11) 沓屋重正　応永29年（49）

(12) 神代貞綱　永正5年（74）

(13) 同前　永正8年（77）

(14) 陶興房　永正8年（77）

(15) 杉興宣　永正8年（77）

(16) 杉興重　永正11年（84）

(17) 杉弘国　年未詳（97）

(18) 問田興之　年未詳（103）

(19) 内藤盛世　長禄3年（64）

(20) 内藤盛世　長禄3年（65）

(21) 同前　年未詳（94）

(22) 同前　年未詳（95）

(23) 内藤智得盛賢　年未詳（87）

(24) 同前　年未詳（93）

(25) 同前　年未詳（98）

(26) 同前　年未詳（102）

(27) 内藤弘矩　年未詳（104）

(28) 弘中武長　永正5年（74）

(29) 平井道助　明徳4年（39）

(30) 安富定範　永享4年（53）

(31) 吉田重澄　年未詳（94）

(32) 鷲頭（カ）永周　応永8年（43）

(33) 景光　正慶2年（8）

(34) （左）祐禅　明徳4年（41）

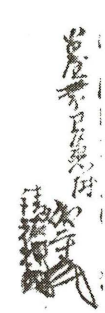

(35) 飯尾宏昭　康永元年（17裏花押）

(36) 松田貞秀（カ）　貞治3年（27継目裏花押）

(37) 氏名未詳　長禄3年（63裏花押）

〈史料紹介〉

大正昭和初期山口県下の新聞紙発行状況

戸島昭

近代における活版印刷技術の導入によって、一般知識層を対象とする廉価な印刷物の発行が容易なものとなり、地方では都市部で発刊される新聞紙を郵便で購読する状況が進展し、やがて全国各地にも種々の地方新聞が創刊されることになる。そしてこの歩調は、自由民権運動の進展による政治的関心度の高まりに伴って、さらに決定的なものとなっていた。

すなわち、山口県下にあっても、明治六年（一八七三）一月の『山口県新聞』を嚆矢として、県庁所在地としての山口町では、同十七年（一八八四）七月に県会議長吉富簡一の手で政治色の強い本格的な『防長新聞』が創刊されており、県政推進の一翼を担わせられると共に、中央から入ってくる自由民権運動思想に対抗する強力な手段として利用されるようになっている。

一方、経済的な中心地としての赤間関では、明治十三年（一八八〇）一月に『馬関物価日報』が創刊されており、それ以後も実業的性格の強い新聞の刊行が続いている。

その後、明治二十年代に入ると、衆議院議員や地方議会議員の選挙制度の開始に伴って、このような地方新聞創刊の勢いは県内各地にも波及し、中央や地方議会における政治活動を反映した政治色の濃い新聞が発行されるようになったが、長州閥官僚の金城湯池としての山口県内では、中央議会における政党化を批判する空気が支配的で、新聞紙面の政党的色彩は薄かった。

しかし、明治三十三年（一九〇〇）九月には伊藤博文が立憲政友会を創設して第三次伊藤内閣を組織したり、さらに、大正二年（一九一三）十二月には桂太郎が立憲同志会を組織して政友会勢力に対抗させようとしたことなどから、伊藤や桂の出身地としての山口県下でも、政界がこれら中央における政党政治の変転に左右されて、各地方の新聞もそれぞれの政党色に塗り分けられ、新聞業界は一段と活況を呈し始めている。

この傾向は、例えば大正四年（一九一五）二月の『徳山時報』創刊号が、「本紙は他に類例なき一種独創の風格を有する新聞なり」と主張し、ことさらに他の「県下新聞の色彩」を「防長新聞　厳正中立、関門日々　同志会機関、馬関毎日　政友会機関、長周日々　同志会系、防長実業　旗幟不鮮明、六連報　国民党機関」と色分けしていることからして、また、『防長民論』が自らを「厳正中立」と標榜していることなどからも、容易に窮える時流であった。

史料解題

史料1は、中川望知事から橋本正治知事への事務引継書として、大正十一年（一九二二）一月に知事官房が内務部・警察部・学務部から報告を求めて編綴した「元山口県知事中川望・山口県知事橋本正治　事務引継」（県庁戦前B五四〇―一　山口県文書館蔵）の一部分をなすものである。

このような「長官事務引継書」は、他に大正十三年十月・十四年十月・昭和四年七月・五年九月・八年八月・

十八年七月・十九年七月・二十年十月に作成されたものが残存しており、このうち大正十一年・十三年・昭和四年・五年・八年・二十年のものには警察部から提出された「演述書」が収められていて貴重である。特に高等課や特別高等課のものは、当時の政治的な活動状況を知る上で得がたい史料となっている。

すなわち、史料1は県警察部高等警察課が大正十年十二月末に調査した「県内発行新聞紙一覧」であり、五四紙に及ぶ多数の新聞がその対象となっている。この中には、厳密には新聞紙の範疇に入れることが不適切な雑誌類も含まれているが、いわゆる大正デモクラシーの風潮下で、県内の言論界も活況を呈していたことが読みとれる。

とりわけ、「備考」欄に付記された政党政派との関連は興味深く、いかに各地方新聞紙がその当時の政界と結び付いて色分けされていたかを知ることができて、それぞれの紙面にあらわれた記事を読み込んでいく上での重要な手懸りとなるであろう。

史料2は、大森吉五郎知事から黒崎真也知事への「事務引継書」の一部分で、やはり高等課が昭和四年（一九二九）六月の調査に基いて作成した「県下新聞紙一覧表」であるが、かなりその対象を絞り込んで、本格的な日刊・隔日刊新聞紙に限定して調査を実施している。

これを八年前の調査になる史料1と比較してみると、隔日刊行であった「徳山新聞」の名前が見えず、大正十年末の調査であがっていた月十回刊行以下の小新聞の多くは統廃合などもあって姿を消しており、新聞紙業界の厳しい生存競争に勝ち残って、日刊紙に上昇したものは『宇部時報』のみであった。

反面、この六年間に新しく創刊されて、昭和四年六月の調査で初めて登場してきた日刊・隔日刊の新聞名は四紙にのぼっており、新聞購読者層の拡大に支えられて、依然として地方新聞の創刊熱は高いものであったと考えられる。

史料3は、黒崎知事から平井三男知事への「事務引継書」の一部分で、同様に高等課が昭和五年（一九三〇）八月の調査によって作成した「県下新聞紙一覧表」である。

これを史料2と比較してみると、まだわずかに一年余しか経過していないこともあって、大きな変動が見られないため、同四年六月の調査と重複する二〇紙については省略したが、めまぐるしい政友会と民政党の政権交代に影響されて、全二三紙の政党関係は、政友派一一・民政派八・無四という色分けになっており、政党関係「無」が減少して一段と政党的色彩が濃くなっている。

史料4は、岡田周造知事から菊山嘉男知事への「事務引継書」の一部で、やはり高等課が昭和八年（一九三三）八月の調査に基いて作成した「県下日刊新聞紙一覧表」である。

これも同様に、史料3と比較してみると、三年の間に六紙が姿を消して新たに一三紙が登場しており、発行回数以下の各記載内容にもかなりの変動があるが、同五年八月の調査と重複する一八紙についてはこれを省略した。

また、全三一紙の政党関係は、政友派が一六紙に増えたものの、逆に民政派が六紙に減っており、政党関係「無」が八紙に急増していることと勘案すると、全体的には政党政治の崩壊によって政党離れ現象が始まっていると考えられる。

さらに特に目立つことは、下関市において無産政党系の社会民衆党が『明倫新聞』五〇〇部を発行しており、初めてこの調査に登載されていることであろう。

以上の史料1～4に対比して、昭和五十九年（一九八四）二月末の調査で、主要な資料保存公開機関における山口県内発行新聞紙の架蔵状況がわかるようにしたものが**附表1～4**であり、『防長新聞』については別に**附表5**を作成した。

この附表のうち、各新聞紙の創刊日については努めて調査を行なったが、不明なもが多いため、第三種郵便物認可日をも一応の目安として併記した。しかし、これについては前身紙の認可日をそのまま受け継いで記載しているものや、途中で再認可を受けたと思われるものもあり、必ずしも役に立つものとなっていない。

次に、附表6「県内発行新聞紙一覧（追加）」については、史料1～4にあがっていない戦前の県内新聞紙を諸目録で調査し、山口県文書館・県立山口図書館・宇部市立図書館に架蔵されているものは直接現物を点検しながら、史料1～4の様式に準拠した一覧表の作成を試みた。このうち、各新聞紙の発行人と編集人については、しばしば交代があり、そのすべてをあげることは不可能なので、現物調査が可能であった最古の新聞紙面に記載された人物名を掲げたものである。

今回、この架蔵状況調査にあたっては、『全国公共図書館逐次刊行物総合目録第四巻中国編四国編』（昭和41年・国立国会図書館刊）と『山口県内公共図書館逐次刊行物保存一覧』（山口図書館協会報NO17付録・昭和56年3月刊行）に『全国マイクロ新聞所蔵一覧』（昭和56年9月現在・国立国会図書館編）を加えた三目録を手懸りにして、東京大学『明治新聞雑誌文庫所蔵新聞目録』（昭和52年10月編）や『山口県立山口図書館郷土資料目録』（昭和44年10月刊）を初めとする県内主要図書館等の刊行済みの郷土資料目録を参考にした。

また、山口県文書館に架蔵されている諸家文書については、すべてその目録に目を通して、いちいち現物を点検して遺漏のないことを期したつもりである。

もとより、これら地方新聞紙の資料的価値は広範で、近現代史を民衆の視点から研究しようとする者に対して、貴重な史料を提供してくれるものであるが、とりわけその政党政派との関連を知った上で、その社説などの

記事内容を批判的に検討していけば、一段とその利用価値は増すものであろう。この意味で、次に掲げる史料1～4は紹介に値するものと思われるし、今後の地方新聞の所在調査・収集活動にも有力な手懸りを提供してくれるものとなるであろう。

さらには、粗悪な酸性紙に印刷された新聞紙自体の崩潰と、その公開利用上における損傷を最小限に喰い止めるための、マイクロ撮影などによる保存対策の推進に役立てば幸である。

史料1

県内発行新聞紙一覧

大正十年十二月二十七日現在

題号	発行回数	毎月平均発行部数	保証金の有無	発行所	社長	備考
関門日日新聞	日刊 朝夕刊	七十五万部	有	下関市 東南部町	末光鉄之助	憲政会派
馬関毎日新聞	同	三十万部	同	下関市 西端町	秋田寅之介	政友会派
防長新聞	日刊	十二万部	同	吉敷郡 山口町	吉富 寅太	中立
防長実業新聞	同	十万部	同	佐波郡 防府町	三隅 哲雄	憲政会派（同会ノ機関紙）
関門報知新聞	同	六万部	同	下関市 赤間町	川西 定雄	憲政会派
長州新聞	同	二万部	同	阿武郡 萩町	鈴木 美徳	党派関係ナシ
徳山新聞	隔日	五千部	同	都濃郡 徳山町	属 喜太郎	同
長門新聞	月十回	三万二千部	同	豊浦郡 小月村	藤永 幸蔵	不偏不党
長陽新報	週刊	二千五百部	同	厚狭郡 小野田町	姫井 伊介	同

附表1

創刊日（第三種郵便物認可日）

年月日	架蔵状況 昭和59年2月末現在 架蔵先
明44・6・15（明25・4・19）	山口図書館M44 6/15～T5 4/30 T6 1/1～8 6/30 T9 1/1～S17 1/31 明治新聞雑誌文庫T9 10/8～10/31（欠10/11）
（明25・3・25）	明治新聞雑誌文庫M25 7/7 M30 6/10 8/14～8/16 10/7 M33 12/5 M38 8/10 中尾家文書M28 8/12 M30 1/21 6/5
明17・7・15（明17・7・15）	勝間田家文書・山口図書館・小田家文書 明治新聞雑誌文庫・片山家文書 河野家文書・原田家文書・明城文庫
（明29・2・17）	明治新聞雑誌文庫M30 4/29 5/1 原田家文書M30 6/3 6/17 8/6 8/10～8/12 山口図書館M45 2/1～T4 6/30 T6 3/1～6/1
（明44・6・9）	

宇部時報	週刊	七千二百部	有	宇部市	高良　宗七	政友会派	明45・7・15（明45・7・27）			
長周新報	月五回	七千五百部	同	宇部市	阿山石三郎	中立 大正十一年一月一日ヨリ宇部日新聞ト改題ノ筈				
関西明鏡新聞	月三回	八千百部	同	玖珂郡 柳井町	岡部新五左衛門	党派ナシ				
大島新聞	同	七千四百部	同	大島郡 小松町	笹井　貞二	同				
山口新聞	同	壱千部	同	吉敷郡 山口町	秋田　伊三	同（休刊多シ）				
フースヒー	同	三千部	同	佐波郡 防府町	杉村　良一	党派ナシ				
防長日日新聞	同	一千部	同	都濃郡 徳山町	岡部新五左衛門	同				
山口県青年団新聞	同	二千部	同	玖珂郡 伊陸村	福重　信治	同（休刊多シ）				
国粋時報	同	五千部	同	下関市 上田中町	岡本才治郎	同（休刊多シ）				
農界新報	同	一万二千部	同	吉敷郡 山口町	永見　貞一	政党関係ナシ				
防長時報	同	六百部	同	宇部市 小串	片岡　主計	同（休刊多シ）				
日本太郎	月三回不定期	六百八十部	同	阿武郡 萩町	粟屋　芳亮	同				

大阪時事新報	月三回以下不定期	三千部	有	下関市西端町	下関号外主任 小林恒蔵	号外ハ政党関係ナシ					
関門号外	同	一千部	同	下関市岬之町	善長定吉	政党関係ナシ					
下関善栄商報	月二回	一千二百部	同	佐波郡防府町	岡崎幸右衛門	同（休刊多シ）					
大防府	同	六百部	同	都濃郡下松町	久保茂一	同					
防長公論	同	三千部	同	吉敷郡山口町	永見貞一	同					
弦声時報	同	千四百部	同	玖珂郡柳井町	藤田鎮夫	同					
柳井新報	同	一千部	同	吉敷郡小郡町	小須賀勲	政党関係ナシ（休刊多シ）					
ひゞき新聞	月一回	一千部	同	佐波郡防府町	弘中譲三	政友会派	明42	山口図書館S11ノ～17ノ（欠29）			
防長医薬評論	同	一千部	同	下関市東南部町	柳広一	党派関係ナシ					
日本之関門	同	七千部	同	吉敷郡山口町	山口県農会長 滝口吉良	同					
山口県農会報	同	二千四百部	同	吉敷郡山口町	山口県教育会副会長 延連宮本藤子	同					
山口県教育（旧山口県教育会報、防長教育時報）	同	一千六百部	同	都濃郡鹿野村					明治新聞雑誌文庫M33 8/5 9/5	山口図書館M37 19号～T6 217号（欠14）T7 218号～9 252号（欠1）T10 253号～524号 明治新聞雑誌文庫M39 1/10～2/25（欠1）	
女子道	同	一千部	同								

神教	長州育英	興風時報	防長之水産	山口育児院報	かむろ	日本新聞	防長殖民新報	鳳陽	鴻陽新報	防長時論	熊毛時報
月一回	同	同	同	同	同	同	同	同 不定期	同	同	同
一千部	七百部	一千部	四百五十部	一千部	三百四十部	一千五百部	七百部	一千二百部	三百部	一千部	六百部
有	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
熊毛郡上関村	豊浦郡勝山村	玖珂郡岩国町	吉敷郡山口町	吉敷郡山口町	大島郡家室西方村	佐波郡防府町	山口高等商業学校	熊毛郡上関村	吉敷郡小郡町	吉敷郡山口町	玖珂郡柳井町
村田景治	萩崎新助	塩井亮吉	山口県水産組合長延連	荒川道隆	柳原良助	尾崎馨児	水田淳亮	岩木喜作	西村一馬	中末秀太郎	上杉久吉
党派関係ナシ	同	同	同	同	同	同（休刊多シ）	同	同	同（休刊多シ）	同	同（休刊多シ）

大下関時報	月一回	一千二百部	有	下関市豊前田町	小林　金一	党派関係ナシ（休刊多シ）									
六連報	同	十五部	同	豊浦郡彦島町	代議士佐々木安五郎	同									
大島教育	隔月一回偶数月十五日	一回一千部	同	大島郡久賀町	大島郡教育会長秋本考太郎	政党関係ナシ									
東亜経済研究	年四回一・四・七・十	一回一千三百部	同	山口高等商業学校	校長横地石太郎	同									
下関大西商報	月二回	一千二百部	無	下関市東南部町	大西　善平	同									
防長郷土新報	月一回	百部	同	佐波郡防府町	市山　真夫	同（休刊多シ）									
精神主義	同	五百部	同	下関市西細江町	大河原千代次	同（休刊多シ）									
学校より家庭に	年六回	一回一千七百部	同	豊浦郡長府町	豊浦尋常高等小学校校長椿　総一	同									
美宝堂卸売内報	月三回以内不定期	一回一千部	同	下関市岬之町	北野　音吉	同									
桜館週報	週刊	二千部	同	宇部市西新川	岩田　利平	同									
計	有保証新聞紙数			無保証新聞紙数											
	四回以上	三回以下		四回以上	三回以下										
	一一	三八		一	五										

明治新聞雑誌文庫
山口図書館・下関文書館
広瀬図書館・長府図書館
宇部図書館
萩図書館・防府図書館
以外は山口県文書館架蔵

史料2

県下新聞紙一覧表

昭和四年六月一日現在

題号	発行回数	発行部数	資本金額	発行所	社長名	政党関係
関門日日新聞	日刊	二二、四四二	六〇、〇〇〇	下関市	末光鉄之助	民政派
馬関毎日新聞	〃	三、五〇〇	—	下関市	松原　良一	民政派
防長新聞	〃	八、五〇〇	二二、〇〇〇	山口市	吉富　寅太	政友派
防長実業新聞	〃	一、九〇〇	一〇、〇〇〇	山口市	木村菊三郎	民政派
関門報知新聞	〃	四四〇	三、〇〇〇	下関市	川西　定雄	民政派
長州新聞	〃	一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	阿武郡萩町	鈴木　美徳	政友派
宇部日日新聞	〃	一、九四五	—	宇部市	阿山右三郎	政友派
防府公新聞	〃	四二九	—	佐波郡防府町	西村　常三	政友派
日本電報	〃	三〇	—	下関市	磯部弥太郎	無

附表2

創刊日（第三種郵便物認可日）

年月日	架蔵状況 昭和59年2月末現在
明44・6・15（明25・4・19）	長府図書館T15/5 月輪寺文書S5 3/1 梶山家文書S8 2/25 2/26 下関文書館原田家文書S8 9/13
（明25・3・25）	山口図書館M36 6/2～S10 8/31（欠T15 4・6・10月） 片山家文書M38 11/22 11/23
明17・7・15（明25・2・23）	山口図書館・萩図書館・防府図書館・山田家文書・村上家文書 山口図書館（マイクロ）M17 7/～S17 1/（欠アリ）
（明29・2・27）	河野家文書T5 12/9～12/23（欠5）T6 1/20～3/7（欠21）5/29 5/30 山口図書館S4 1/1～12/28 S5 2/1～6 1/31
（明44・6・9）	山口図書館S9 8/3～10 6/28 S11 1/11～7/31 S15 9/1～12/8

宇部時報	日刊	三、二〇七	—	宇部市	脇　順太	政友派	明45・7・15（大3・9・21）	山口図書館S12・9/1～12/28 S13・1/8～15・6/29 S15・1/1～16・8/31 17/1～19/30 宇部図書館（写真）S4・6/1～S16・12/24
長周日日新聞	〃	一、五四二	—	阿武郡 萩町	横山　直造	無		
徳山日日新聞	〃	二、〇七九	—	都濃郡 徳山町	神崎　建蔵	政友派		
商通時報	〃	九〇	—	下関市	林　松次郎	政友派		
防長毎日新聞	〃	五三	三、〇〇〇	厚狭郡 厚狭町	道城　譲	政友派		
昭和実業新聞	〃	二〇〇	—	都濃郡 徳山町	津川　文一	無		
新関門	〃	三〇〇	—	下関市	夏秋　茂	民政派		
連合通信	〃	三〇	—	下関市	船木　重光	無		
小野田日日新聞	〃	三五六	—	厚狭郡 小野田町	倉田　虎彦	無		
柳井日日新聞	〃	七〇〇	—	玖珂郡 柳井町	上杉　久吉	政友派		
萩実業新聞	〃	二、五〇〇	—	阿武郡 萩町	助藤　肇	無		
周南日日新聞	〃	五〇〇	—	都濃郡 徳山町	松原　政之	無		

日刊萩新聞	日刊	三、000	—	阿武郡萩町	西村　一馬	無		
防府二六新聞	〃	二00	—	佐波郡防府町	阪本藤右衛門	民政派		
岩国毎日新聞	隔日	二、六二	—	玖珂郡岩国町	吉田　喜平	政友派		
其他	有保証金	月四回以上	七					
		月三回以下日刊	八一					
	無保証金	月四回以上	二					
		月三回以下	一八					

明治新聞雑誌文庫	以外は山口県文書館架蔵		
山口図書館			
広瀬図書館			
宇部図書館			
萩図書館			
防府図書館			
長府図書館			
下関文書館			

史料3

県下新聞紙一覧表

昭和五年八月一日現在

題号	発行回数	発行部数	資本金額	発行所	社長名	政党関係
……（19紙略）……						

附表3

架蔵状況

昭和59年2月末現在

創刊日（第三種郵便物認可日）	年月日	架蔵先

自由日報	日刊	一、二六〇	—	下関市	野口尚太郎	政友派		
日刊西日本	〃	一、〇〇〇	—	下関市	小森　園勇	政友派		
関門毎夕新聞	〃	三、八二〇	九二、〇〇〇	下関市	脇永　一人	政友派	（昭5・1・7）	梶山家文書S8-2/6
……（1紙略）……								
	有保証 日刊	二三		無保証 日刊	二			
	有保証 四回以上	一一		無保証 四回以上	二			
	有保証 三回以下	七三		無保証 三回以下	二九			

梶山家文書は山口県文書館架蔵

史料4

県下日刊新聞紙一覧表

昭和八年八月一日現在

題号	発刊回数	発行部数	資本金額	発行所	社長名	政党関係
……（17紙略）……						

附表4

創刊日（第三種郵便物認可日）架蔵状況

昭和59年2月末現在

題号	年月日	架蔵先

山口日報	日刊	九五〇	—	山口市	清永多一郎	政友派						山口図書館S5 1/28～7 4/1 4/14 4/15 4/26 9/1～8 1/22 3/18～10 7/22 8/11 8/16 8/28～14 10/23
佐波民報	〃	七〇〇	—	防府町	山根梅市	政友派						
明倫新聞	〃	五〇〇	—	下関市	市河元治	社民党						
防長日報	〃	五〇〇	—	萩市	長野一馬	無						
関門毎日新聞	〃	七〇〇	一、八〇〇	防府町	今津隆士	民政派						
宇部日報	〃	二、三〇〇	六、〇〇〇	宇部市	森隆孝	政友派						
日刊防長新報	〃	四一〇	—	宇部市	吉村幸作	民政派						
商業通信	〃	一五〇	—	下関市	岡野信明	無						
日本太郎	〃	六〇〇	—	萩市	粟屋芳亮	政友派						
戦線新聞	〃	三〇〇	—	長府町	福間勇雄	無						
宇部毎日新聞	〃	三〇〇	—	宇部市	星加佐一郎	民政派						
中外日日新聞	〃	二五〇	—	長府町	夏秋茂	政友派						

号外新聞	日刊	三〇〇	—	長府町	長田　高治	無		
……（1紙略）……								
有保証	日刊	三一	無保証	日刊	二			
	四回以上	一三		四回以上	二			
	三回以下	七三		三回以下	五一			
								山口日報は山口県立山口図書館架蔵

附表5　防長新聞架蔵状況（昭和59年2月末現在）

架蔵先	
勝間田家文書	M17 7/15～19 8/31（欠M18 6/3 9/7 9/15 10/3 10/7 11/12　M19 1/14 2/3 2/23 3/1 3/5 3/13 3/15）
宇部図書館	〔マイクロM17 10/19～21 5/30（欠号多シ）　M32 2/1～44 12/24（欠号多シ）〕
山口図書館	M19 8/1～20 1/30 3/1～12/28　M21 5/1～5/30　M36 6/1～T2 6/29　T3 1/1～4 12/29　T5 7/1～10 6/29　T11 1/1～S9 6/30　S10 1/1～17 1/30　〔マイクロM17 7/15～S17 1/30〕
明治新聞雑誌文庫	M21 12/21　M27 3/27　M30 3/2　M33 9/12　T4 8/1～8/31

小田家文書	M23 8/23
片山家文書	M26 8/6・8/8・8/24～8/25・8/27・8/29～9/1 M37 12/11・12/13～12/14 M41 5/17
河野家文書	M29 12/5 M32 2/2～6/30（欠号4） 12/21～M33 8/10（欠号9） M36 10/20 M41 7/1～8/13（欠号22） M42 4/3～4/8（欠号1）
萩図書館	M34 1/～S17 1/ S20 5/～
明城文庫	M37 1/1～6/29・7/1～12/28 M38 1/5・6/30～12/28
原田家文書	M40 8/7
村上家文書	T3 5/15・11/21・12/1・12/3～12/4・12/6・12/9～12/13・12/15～12/17
山田家文書	T6 12/2
防府図書館	S16 11/～12/ S20 7/～
山口県文書館	〔マイクロM17 7/15～19 8/3 M32 2/1～6/30・12/21～33 8/30 M34 8/10～36 6/30〕

附表6

県内発行新聞紙一覧（追加）

明治～大正～昭和二十年

題号	発行回数	発行部数	保証金の有無	発行所	発行人編集人	政党関係	創刊日（第三種郵便物認可日）	架蔵状況 昭和59年2月末現在 年月日	架蔵先
山口県新聞	月二回			吉敷郡山口町	山口集珍堂		明6・1		県庁戦前A総務M6 1/1～9/
鴻城新聞	月十回		有	吉敷郡山口町	天野　雅		明10・5・1		明治新聞雑誌文庫M10 5/1～8/15 一般郷土史料M10 5/4 5/26～8/21（欠11）
馬関物価日報	日刊		有	赤間関区東南部町	桑田　文輔		明13・1・7		山口図書館M13 3/19～4/16 10/30～14 4/28
下関実業日報（馬関物価日報を改題）	日刊		有	下関市西之端町	河村峯太郎 同		（明25・4・15）		山口図書館M43 7/4 7/5 8/12～M44 6/14
馬関新報	月五回			赤間関市					明治新聞雑誌文庫M22 2/27
ゐなか新聞	日刊		有	吉敷郡山口町	宗方　伝吉 同		（明25・3・27）		河野家文書M33 1/1～1/12（欠1）
長周日報	日刊		有	吉敷郡山口町	井上　幸一 山田　友三		明23・2 （明25・3・27）		明治新聞雑誌文庫M29 2/12 3/20（欠3） 中尾家文書M31 3/19 5/26～M32 3/19～ 山口図書館M32 7/～12/
新長州	月二回		有	吉敷郡矢原朝田村	藤村　淳一 藤井　哲二		（明25・3・8）		片山家文書M26 5/1～9/1
鳳陽新報	月五回		有	吉敷郡山口町	西川善三郎 同		（明25・3・27）		明治新聞雑誌文庫M24 5/7～6/13 7/7～7/13 11/9 片山家文書M26 7/6 8/5～8/15（欠1）

長北	月一回	有	阿武郡地福村	板垣亀之進		明28・6・25（明28・7・9）	片山家文書M28⅝5～30⅛（欠2）
長州	月三回	有	阿武郡徳佐村	野田作一		明30・9・15（明30・10・12）	片山家文書M30⅝5～31⅛7（欠10）32⅝20～5⅛27（欠5）
関西日日新報（関西新報を改題）	日刊	有	佐波郡三田尻村	柏村一介			明治新聞雑誌文庫M33⅛6
長周日日新聞（関西日日新報を改題）	日刊	有	佐波郡防府町	同			明城文庫M37⅛1～38⅝29 明治新聞雑誌文庫M38⅛1～40⅝6～T4¾24（欠アリ）
四方日報	日刊		佐波郡防府町	佐々木宇一		（明29・2・17）	明治新聞雑誌文庫M37⅝5
萩時報	週刊		阿武郡萩町	内山直三			
山口県友新聞	月六回	有	都濃郡徳山町	棟居勘次	厳正中立	（明44・8・11）	月輪寺文書T⅝6
徳山時報	月六回	有	都濃郡徳山町	同			明治新聞雑誌文庫M44⅝18～⅞16
徳山時事新報		有	都濃郡徳山町	時重勇吉		大4・2・12（大4・2・12）	山田家文書T4⅛12
周北新聞				同			
防長民論	月一回	有	佐波郡防府町	津枝則人		（大11・11・4）	山田家文書T12⅝4
蒲野報知	月二回	有	大島郡蒲野村	得富太郎	厳正中立		広瀬図書館T13⅜～10⅞
				同		（大15・11・18）	月輪寺文書S2 6/23 8/25 10/3
				平田貞一		昭3・3・20	山口図書館S3⅜20～6⅛15

蒲野報知新聞（蒲野報知を改題）	月二回		有	大島郡蒲野村	平田貞一	昭3・6・25（昭4・7・10）	山口図書館S3 6/25～4 1/25
大島報知新聞（蒲野報知新聞を改題）	月二回		有	大島郡蒲野村	平田貞一	昭4・12・10（昭4・7・10）	山口図書館S4 12/10～10 2/10
関門タイムス							下関文書館原田家文書S8 9/12 9/15 9 4/9 4/20 5/2 5/6 12/28
大宇部	月一回		有	宇部市	渡辺翁記念文化協会	昭12・5・10（昭12・9・28）	宇部図書館S12 5/10～18 11/15 山口図書館S14 10/1～18 3/15（欠5）
関門日報（関門日日・防長・宇部時報を合併）	日刊		有	下関市 東南部町	岡富士雄	昭17・2・1（昭17・2・1）	山口図書館S17 2/1～20 4/30（マイクロ済） 萩図書館S17 2/～20 4/ 防府図書館S17 2/～18 8/（欠3カ月）
山口新報					村尾亀一		山口図書館M15 4/～8/

業務報告（昭和五十八年度）

概況

松本隆馬館長が三月三十一日付で退職、新たに山口土地改良事務所次長山下義雄が館長に就任した。当館に九年間在任の石川敦彦専門研究員が教育研修所へ転任し、代って後任に京都府立丹後郷土資料館資料課長百田昌夫が着任した。また、在任八年の主任主事長谷川サチが退職し、代って視聴覚センター主任主事福田静代が着任した。

年次計画により進めている「防長寺社由来」（当館所蔵文書複刻出版事業）第四巻・第五巻の編さん事業は、全員が一体となって館務の大半を費す努力を傾注し、予定どおりに刊行することができた。これで全七巻のうち五巻を出版したことになり、今後の出版に明るい見通しを得ることができた。

「当館主催『古文書読解講座』を実施してほしい」との要望は県内各地から寄せられていた。これに応え、五八年秋柳井市で市教委共催「古文書読解講座」（毎週一回計六回）を開催した。出席者は約六〇名、熱心な聴講態度で盛会であった。今後は地域性を考慮し、毎年秋季に開催する予定である。

当館は公立文書館として全国で最初に設立された機関であるため、今年度県外公機関からの視察調査のための来訪者が三〇名近くあった。しかし、先発機関即先進機関とはいえない面も多々あり、当館としては自重・自戒し、今後の充実と発展を図る必要を感じている。

この外、本年度業務の実績については、以下各項に詳述されるところである。

（広田）

出版

『防長寺社由来』（全七巻）の第四・第五巻の二冊を編集、刊行した。その経過は次のとおり。

▽編集会義　4／7

▽第四巻（小郡・舟木・吉田宰判、五八四頁）

原稿筆耕　～58・1／21
原稿成稿　3／1～6／6
印刷廻し　5／16～6／6
初校校正　6／16～8／25
三坂監修　7／13～9／14
再校校正　10／3～12／3（5巻初校と併行）
三校校正　12／13～12／15
製本配本　1／17

▽松崎印刷所（京都）訪問　9／7
▽第五巻（美祢・先大津・前大津宰判、四七九頁）
原稿筆耕　1／22～7／25
原稿成稿　4／15～8／11
印刷廻し　7／7～8／11
初校校正　9／5～10／29（益田家文書撮影で一時中断）
三校監修　9／14～11／11
再校校正　12／2～1／19
三校校正　1／11～1／28
製本配本　2／29

（北川）

収集

五十八年度は次の文書の収集を行った。

(1)県庁文書　学事文書課引継文書　二一五点
監査委員会引継文書　二三点
教育庁総務課引継文書　一二四点
週末収集文書　約五〇〇点
年末収集文書　約一、五〇〇点

(2)諸家文書
寄贈　田原家文書　二点　熊本県菊池郡　田原　康寿
原田家文書　一点　山口市白石　原田　梅代
長谷家文書　七二点　山口市大内　長谷　悦巳
内田家文書　一点　山口市鋳銭司　内田　伸
鍛冶家文書　一五四点　岩国市錦見　鍛冶　利吉
寄託　静間家文書　一五七点　阿武郡阿東町　静間　徳秋
浦　家文書　六五点　兵庫県宝塚市　浦　晴夫
李路子村文書　一点　豊浦郡豊田町　榎並　正昭

(3)図書
購入　大日本近世史料
寄贈　研究者や諸機関などから多数の図書寄贈を受けた。

(4)マイクロフィルム
益田家文書　七〇巻
浦　家文書　一巻
周布家文書　一巻

(5)マイクロフィルム写真焼付製本
長府毛利家文書　二冊
井原家文書　一〇冊
浦　家文書　一冊
周布家文書　三冊
清水家文書　四冊
難波家文書　一冊
諸　家文書　六冊

（戸島）

調査

(1)館員による調査は次のとおりである。なかには地方調査員と共同で調査を進めたところもあり、その詳細は地方調査員から

報告を受けた。

村上家文書（柳井市）	小山	57年6月	萩市堀内二区
静間家文書（福栄村）	戸島	6月	福永　義晴（阿武地区）
安藤家文書（萩市）	戸島	8月	阿武郡川上村
小野家文書（田万川町）	戸島	9月	
吉川家文書（岩国市）	広田	11～12月	
鍛冶家文書（岩国市）	小山	12月	
村上家文書（柳井市）	小山	58年1月	
林　家文書（豊北町）	戸島	2月	
迫田家文書（下関市）	戸島	3月	
山田家文書（萩市）	百田	3月	

(2)地方調査員については、本年度当初依嘱替を行い、新規に次の一二氏を県内各地に配置した。

岡本　定（大島地区）	大島郡橘町油良
福本　幸夫（玖珂地区）	柳井市下馬皿新国清
渡　隆光（玖珂地区）	玖珂郡美和町下畑
林　実（熊毛地区）	熊毛郡田布施町波野
清木　素（都濃地区）	徳山市代々木通
脇　正典（佐波地区）	防府市南松崎
高橋　政清（厚狭地区）	小野田市高泊郷
石城　和雄（豊浦地区）	豊浦郡豊浦町川棚
利岡　俊昭（豊浦地区）	下関市古屋町二丁目
村田　菊雄（大津地区）	大津郡油谷町東大坊
樋口　尚樹（阿武地区）	萩市堀内二区

この地方調査員による文書調査は二五家（三、四〇〇点）の報告をうけた。また、本年度の調査員会議は、次のとおりである。

- 第25回地方調査員会議（58年5月19日）
  - 説明・実例「文書名のつけ方Ⅰ」　広田　暢久氏
  - 講義　「地方調査員を体験して」　神本　正律氏
  - 協議　「今後の調査目標について」　土屋　貞夫氏
- 第26回地方調査員会議（59年2月23日）
  - 講義　「萩藩と中国諸藩の比較をめぐって」　田中　誠二氏
  - 説明・実例「文書の表題の付け方についてⅡ」　広田　暢久氏
  - 協議　「今年度の調査概況・調査上の問題点・当面の調査目標」

なお、旧調査員による昭和五七年度の四〇家（二、六〇〇点）の報告を『山口県内所在史料目録　第11集』として公刊した。（戸島）

整　理

本年度の整理状況は次のとおりである。

(1)藩政文書

毛利家文庫をはじめ藩政文書類のうち、徳山毛利家文庫につ

いて、補修・表題書き等の整理を進めた。補修を終えた文書の一部については、仮番号を付して閲覧利用を始めた。今年度、新たに利用可能となった文書は、記録所書送（一七九点）・奉書録（一五八点）・公儀事（二〇四点）・記録所日記（九七四点）・御納戸日記（六七点）類の一五八二点である。なお五十八年度に至る藩政文書類の整理状況は表1のとおりである。

(2)諸家文書

今年度内に寄贈・寄託された文書を主に九家一、〇〇六点の整理を進めた。既存の文書の再整理も昨年に引き続いて実施し、田中義一家文書写真類・金津家文書七五一点の整理を終えた。諸家文書は、再整理を必要とする文書も若干存在するが、表2のとおり、一応の整理を終っており、閲覧利用が可能である。

(3)行政文書

県庁文書と行政刊行物（パンフレット類）の整理は、諸家文書・徳山毛利家文庫の整理を優先させたために進まなかった。

以上の各文書は、温度一六℃～二二℃、湿度五六％～六二％の状態で収蔵管理されている。

そのほか、毛利敬親・元徳の事蹟編纂のために収集された両公伝史料の仮目録を刊行した。さらに利用頻度のはげしい「御国廻行程記」「行程記」（いずれも毛利家文庫史料）のカラー・モノクロフィルムによるマイクロ化を実施し、史料保存のために、同史料の閲覧利用には、今後写真複製物及びフィルムを使用する予定である。（吉本）

表1　藩政文書整理状況

年度	文書名	点数	整理済	未整理
57年度末累計	県庁伝来旧藩記録	7,359	7,359	
	山口小郡宰判記録	643	643	
	両公伝編纂所史料	3,139	3,139	
	三卿伝編纂所史料	1,916	1,916	
	毛利家文庫	50,000	12,632	37,368
	徳山毛利家文庫	30,000	4,678	25,322
	計	93,057	30,367	62,690
58年度	徳山毛利家文庫(追加)		1,582	— 1,582
累計		93,057	31,949	61,108

表2　諸家文書整理状況

年度	文書名	点数	整理済	未整理
57年度末累計		60,894	60,894	0
58年度	静間家	157	157	
	浦家	65	65	
	杢路子村文書	1	1	
	内田家	1	1	
	田原家	2	2	
	原田家	1	1	
	長谷家	72	72	
	鍛冶家	154	154	
	進藤家	553	553	
	金津家(追加)	307	307	
	田中義一文書(追加)	444	444	
	小計	1,757	1,757	0
累計		62,651	62,651	0

閲覧利用

本年度の閲覧利用の状況は表3・4のとおりである。

なお、手紙による問合わせは八〇件、写真の複写件数は三八三件で、共に例年になく多数の件数であった。

柳井市古文書講座

昭和五八年一一月から一二月にかけて、柳井市教委と当館の共催による古文書読解講座を開催した。古文書読解に対する柳井市民の意識は高く、受講希望者は八〇名に達した。教室などの関係により受講者を六〇余名に制限したが、受講者は皆熱心でほとんど落伍者をみなかった。

この講座を契機として、柳井市古文書読解グループが誕生したことは喜ばしい。なお、各講座のテーマおよび担当は次のとおりである。

11／1	近世文書の基礎用字・用語	小山　良昌
11／7	変体仮名の読み方	北川　健
11／25	郡中制法条々	吉本　一雄
12／1	往還道松条々	戸島　昭
12／5	防長寺社由来	百田　昌夫
12／15	明治顕官の書状	広田　暢久

（小山）

表3　閲覧者の状況

閲覧者		県内	県外	合計	比率
農業・林業・水産		21	0	21	1.5
鉱業・建設・製造		26	13	39	2.9
商業・金融・通運		31	12	43	3.2
教員	大学	91	69	160	11.7
	小・中・高校	79	12	91	6.7
	その他	4	0	4	0.3
宗教		8	0	8	0.6
報道・出版		15	9	24	1.8
その他のサービス機関		6	4	10	0.7
公務員	国	8	3	11	0.8
	県	188	24	212	15.5
	市町村	121	37	158	11.6
研究所・学術文化団体		18	13	31	2.3
学生	大学院	4	31	35	2.6
	大学・その他	173	66	239	17.5
その他		259	19	278	20.4
総数		1,052	312	1,364	100.1

表4　閲覧文書の状況

閲覧文書	点数	比率
毛利家文庫	5,568	41.3
徳山毛利家文庫	515	3.8
県庁旧藩記録	2,109	15.7
山口小郡宰判記録	1	0.0
三卿伝史料	114	0.8
両公伝史料	497	3.7
県庁文書	1,753	13.0
郡役所文書	93	0.7
諸家文書	1,874	13.9
県史編纂所史料	174	1.3
一般郷土史料	102	0.8
貴重文書	123	0.9
写真	21	0.2
軸物	9	0.1
図書	363	2.7
その他	158	1.2
総数	13,474	100.1

表５　研究紀要の刊行状況

号　数	発　　行	判型　頁数	研　　究	史料紹介	報　　告
第１号	昭和 47.3. 1	Ａ５判　130頁	２本（ 88頁）	１本（ 22頁）	２本　(20頁)
〃２〃	〃　48.3.20	〃　164〃	３〃（108〃）	１〃（ 40〃）	２〃　(16〃)
〃３〃	〃　49.3.20	〃　118〃	３〃（ 66〃）	２〃（ 38〃）	２〃　(14〃)
〃４〃	〃　50.3. 1	〃　82〃	３〃（ 58〃）	１〃（ 18〃）	１〃　(6〃)
〃５〃	〃　53.3.20	〃　141〃	４〃（ 84〃）	２〃（ 50〃）	１〃　(7〃)
〃６〃	〃　54.3.20	〃　115〃	４〃（106〃）	――――	２〃　(9〃)
〃７〃	〃　55.3.30	〃　143〃	４〃（106〃）	２〃（ 32〃）	１〃　(5〃)
〃８〃	〃　56.3.20	〃　119〃	５〃（ 88〃）	１〃（ 26〃）	１〃　(5〃)
〃９〃	〃　57.3.31	〃　90〃	３〃（ 58〃）	２〃（ 26〃）	１〃　(6〃)
〃10〃	〃　58.3.31	〃　76〃	３〃（ 52〃）	２〃（ 20〃）	１〃　(4〃)
小計	(〃47～58)	〃　1178〃	34〃（814〃）	14〃（272〃）	14〃　(92〃)
第11号	〃　59.3.31	〃　102〃	２〃（ 38〃）	３〃（ 56〃）	１〃　(8〃)
累計	(〃47～59)	〃　1280〃	36〃（852〃）	17〃（328〃）	15〃　(100〃)

表６　掲載論稿の動向

号数	第１号	2	3	4	5	6	7	8	9	10	小計	第11号	累計
古代 中世	2 { 1 (研究) 1 (史料紹介)	3 { 3 0	1 { 1 0	1 { 0 1	1 { 0 1	0 { 0 0	1 { 0 1	0 { 0 0	1 { 0 1	0 { 0 0	10 { 5 5	1 { 0 1	11 { 5 6
近世	1 { 1 0	1 { 0 1	3 { 1 2	2 { 2 0	2 { 2 0	2 { 2 0	4 { 3 1	4 { 3 1	4 { 3 1	4 { 3 1	27 { 20 7	1 { 1 0	28 { 21 7
近代	0 { 0 0	0 { 0 0	1 { 1 0	1 { 1 0	3 { 2 1	2 { 2 0	1 { 1 0	2 { 2 0	0 { 0 0	1 { 0 1	11 { 9 2	3 { 1 2	14 { 10 4
合計	3 { 2 (研究) 1 (史料紹介)	4 { 3 1	5 { 3 2	4 { 3 1	6 { 4 2	4 { 4 0	6 { 4 2	6 { 5 1	5 { 3 2	5 { 3 2	48 { 34 14	5 { 2 3	53 { 36 17

調査研究

本年度の調査研究実績は次のとおりである。

〈共同研究〉

防長寺社文書の研究

〈個人研究〉

広田暢久　山口県文書館と郷土資料（図書館学42）（83・3）
萩市史第一巻（分担執筆）（83・6）
文書館と図書館（図書館雑誌77－9）（83・9）
長州藩編纂事業史（其の三）（山口県文書館研究紀要11）（84・3）

北川　健　新撰組と茶荃隊と維新団（部落435）（83・8）
まぼろしの萩湊（瀬戸内社会の形成と展開）（83・10）
大和町史（分担執筆）（83・10）
山口県「忠孝節義」褒賞の特質と実態（山口県文書館研究紀要11）（84・3）

小山良昌　日置町史（分担執筆）（83・3）
萩市史第一巻（分担執筆）（83・6）

百田昌夫　大内義弘の紀伊国守護職関係文書（山口県地方史研究50）（83・10）
東寺百合文書における防長関係史料（山口県文書館研究紀要11）（84・3）
西大寺文書と丹後国志楽庄について（舞鶴市史編さんだより140）（84・3）

戸島　昭　日置町史（分担執筆）（83・3）
〔山口県立大津高等学校〕創立八十年のあゆみ（分担執筆）（83・11）
大正昭和初期山口県下の新聞紙発行状況（山口県文書館研究紀要11）（84・3）
宇部旧領主福原芳山と殖産興業－宇部炭鉱会社関係史料の紹介(二)－（宇部地方史研究12）（84・3）

吉本一雄　日置町史（分担執筆）（83・3）
山口県文書館架蔵統計史料目録（山口県文書館研究紀要11）（84・3）

なお、『山口県文書館研究紀要第11号』を公刊した。従来の刊行状況と掲載論稿の動向は表5・6のとおりである。

（百田）

学校幼稚園書籍館博物館一覧表	明治14年	明治15年12月刊	布達類	317
明治12年9月刊 農務統計図表			国県	172
明治16年6月 第三次農務統計表		農務局	国県	174
農事調査表巻ノ一	明治21年調査	農商務省農務局第一課	国県	171
明治16年11月刊行 内務省統計書上巻	明5～14年統計	内務省統計課	国県	163
衛生局第六次年報	自明治13年7月至明治14年6月		国県	164
明治14年都市生死婚姻統計表		明治16年11月刊衛生局	国県	165
明治15年都市生死婚姻統計表		明治17年7月刊衛生局	国県	165
明治16年自1月至6月 都市生死婚姻統計表		明治18年1月刊衛生局	国県	165
明治16年自7月至12月 都市生死婚姻統計書		明治19年3月刊衛生局	国県	165

文部省第三年報	明治８年		布達類　291
文部省第三年報（附録）	明治８年		布達類　292 293
文部省第四年報	明治９年		布達類　294 295
文部省第五年報　第一冊	明治10年		布達類　296
文部省第五年報　第二冊	明治10年		布達類　297
文部省第六年報	明治11年		布達類　298 国県　136
文部省第七年報	明治12年		布達類　299 国県　137
文部省第八年報	明治13年	明治15年６月刊	布達類　299 国県　138
文部省第八年報	明治13年	明治15年６月刊	布達類　300
文部省第九年報	明治14年	明治16年９月刊	布達類　301 国県　139
文部省第十年報	明治15年	明治17年７月刊	布達類　302 国県　140
文部省第十一年報	明治16年		布達類　303 国県　141
文部省第十二年報	明治17年	明治19年４月刊	布達類　304
文部省第十三年報	明治18年	明治19年12月刊	布達類　305
文部省第十四年報	明治19年	明治20年12月刊	布達類　306
文部省第十五年報	明治20年	明治21年12月刊	布達類　306
文部省第十六年報	明治21年分	明治22年12月刊	布達類　306
文部省第十七年報	明治22年分	明治23年12月刊	布達類　306
大日本帝国文部省第十八年報	明治23年分	明治24年12月刊	布達類307-1 国県　143
大日本帝国文部省第十九年報	明治24年分	明治26年１月刊	布達類307-1 国県　143
大日本帝国文部省第二十年報	明治25年分	明治26年12月刊	布達類307-1

大正13年産業組合概況		大正15年２月刊	国県	485
大正14年産業組合概況		昭和２年２月刊	国県	486
昭和元年産業組合概況		昭和２年12月刊	国県	487
昭和２年産業組合概況		昭和３年12月刊	国県	488
昭和３年産業組合概況－付農業倉庫概況		昭和４年12月刊	605・Y00	
昭和４年産業組合概況		昭和５年10月刊	国県	489
昭和５年産業組合概況		山口県内務部	国県	490
昭和６年産業組合概況		山口県内務部	国県	491

（気象・警察・衛生統計）

明治43年山口県気象年報第14号		明治44年12月刊 山口県下関測候所	村上	48
二十五年間山口県気象一班	自明治24年至大正４年	大正６年５月刊 下関測候所	米光	42
大正五年山口県気象年報第20号		大正６年９月刊 下関測候所	米光	43
明治27年山口県警察統計書		明治28年11月刊 山口県警察部	上村	366
明治30年山口県警察統計書		明治31年８月刊 山口県警察部	国県	481
保健衛生調査要項	主に大正４～６年統計	山口県	米光	66

（全国統計－参考）

文部省第一年報	明治６年	明治８年１月刊	布達類	287
文部省第二年報	明治７年		布達類	288
文部省第二年報統計表	明治７年		布達類	289 290

大正3年1月生産調査			米光 51
大正4年 山口県米麦繭統計		大正5年4月刊 内務部地方課	米光 52
大正4年度 蚕業取締事務成績－ 付蚕糸業統計		大正5年3月刊 山口県蚕業取締所	米光 41
大正6年 山口県米麦繭統計		大正7年6月刊 内務部地方課	米光 53
大正5年12月16日 厚狭郡副業調査		大正6年1月刊	国県 526
農家経済調査書	大正12～14年度調査、県内11カ所の調査	大正15年12月刊	611・Y00
農家経済調査書		〃	国県 524
仙崎町水産概要	昭和4年統計	仙崎町役場刊	660・Y81
大正4年山口県産業組合概況		大正6年3月刊 山口県内務部	国県 483
大正5年山口県産業組合概況		大正7年1月刊 山口県内務部	国県 482
大正6年産業組合概況		大正7年刊 山口県内務部	605・Y00
大正7年産業組合概況		大正8年3月刊	605・Y00
大正8年産業組合概況－ 付農業倉庫成績		大正9年3月刊	605・Y00
大正9年産業組合概況		大正11年3月刊	605・Y00
大津郡産業組合事業状況一覧	大正10年12月現在	大正11年3月刊 産業組合大津郡部会	国県 536
大正12年産業組合概況		大正14年2月刊 山口県内務部	国県 484

山口県第16回勧業年報	明治32年統計	明治34年4月刊 内務部	片山	140
山口県第17回勧業年報	明治33年統計	明治35年3月刊	片山	141
山口県第18回勧業年報	明治34年統計	明治36年4月刊	片山	142
山口県第19回勧業年報	明治35年統計	明治37年6月刊 内務部	片山	143
山口県第20回勧業年報	明治36年統計	明治38年6月刊	片山	144
明治9年分山口県物産表		明治10年10月刊	勝間田	613
明治11年 山口県普通特有農産表		明治12年11月刊 山口県勧業課	国県	521
明治11年 山口県普通特有農産表		明治12年11月刊	布達類	400
明治12年 普通農産表		山口県勧業課	布達類	〃
明治13年 県内農産表		明治14年6月刊 山口県勧業課	布達類	〃
明治14年 県内農産表		明治15年5月刊 山口県勧業課	布達類	〃
明治14年 特有農産表		山口県勧業課	布達類	〃
明治15年 県内農産表		明治16年6月刊 山口県勧業課	布達類	〃
山口県農事調査表		明治24年12月刊 山口県内務部第二課	国県	602
山口県農事調査表		明治24年12月刊	布達類	399
山口県重要物産累年比較表	明治36年統計		総務	558
大正3年1月生産調査		山口県	国県	522

山口県文書館架蔵統計史料目録(吉本)

(学事統計)

山口県学事第一年報	明治6年～16年		布達類	397
山口県学事第二年報	明治17年		〃	〃
山口県学事第三年報	明治18年	明治18年12月刊	〃	〃
山口県学事第四年報	明治19年	明治20年1月刊	〃	〃
山口県学事第六年報	明治21年	明治26年9月刊 山口県内務部第三課	〃	〃
山口県学事第七年報	明治22年	明治26年5月刊	〃	〃
山口県学事第八年報	明治23年	明治26年12月刊 内務部第三課	〃	〃
山口県学事第九年報	明治24年	明治27年5月刊	〃	〃
山口県学事年報	明治35年度	明治37年5月刊	片山	146
山口県学事年報	明治36年度	明治38年12月刊	〃	147
山口県学事年報	明治43年度	明治45年6月刊	村上	49
山口県学事年報	明治43年度	明治45年6月刊	明城	477
山口県学事年報	明治44年度	大正2年5月刊	明城	478
山口県学事年報	明治44年度	〃	村上	50

(産業統計)

山口県第2回勧業年報		明治20年3月刊 山口県第一部第二課	上村	358
山口県第10回勧業年報	明治26年統計	明治28年2月刊 内務部第三課	上村	368
山口県第11回勧業年報	明治27年統計	明治29年1月刊 内務部第五課	上村	359
山口県第12回勧業年報	明治28年分	明治30年4月刊	勝間田	615
山口県第13回勧業年報	明治29年分	明治31年4月刊	勝間田	616
山口県第14回勧業年報	明治30年分	明治32年4月刊	勝間田	617

山口県阿武見島郡治一覧表	明治15年1月調査		総務 567
山口県阿武見島郡治一覧	明治16年調査		明城 230
山口県阿武見島郡治一覧表	明治16～17年統計	明治18年3月刊 阿武見島郡役所	総務 567
明治17年調査 山口県阿武見島郡治一覧表	〃	〃	351・Y90
最近に於ける阿武郡の産業	大正14年3月		350・Y90
大正12年萩町勢一班	大正12年	大正14年3月刊 萩町役場	351・Y91
大正13年萩町勢一班	大正13年	大正15年5月刊 萩町役場	351・Y91
昭和5年萩町勢要覧	昭和5年12月調		351・Y91
大正14年見島村治一班	第26回	昭和2年1月刊 見島村役場	351・Y91
昭和5年見島村治一班	第29回	昭和6年7月刊	明城 231
山口県阿武郡明木村村治提要	大正6年		明城 234
山口県阿武郡明木村村治提要	大正7年		明城 235
山口県阿武郡明木村治提要	大正8年		明城 236
山口県阿武郡明木村治提要	大正10年		明城 237
山口県阿武郡明木村々治提要	大正11年		明城 238
山口県阿武郡明木村々治提要		昭和3年10月刊	明城 240
山口県阿武郡明木村々治提要		昭和4年9月刊	明城 239
昭和6年明木村勢要覧			明城 241
山口県阿武郡川上村勢一覧表	昭和9年11月現在		明城 245
昭和7年生雲村勢一覧	昭和7年		明城 248
昭和8年生雲村勢一覧			明城 248

山口県美祢郡統計表	明治21年統計	美祢郡役所	総務　565
大正12年大田町勢要覧	主に大正11年統計	大正12年10月刊 大田町役場	351・Y67
昭和14年大田町勢要覧	昭和13年統計	昭和14年3月刊 大田町役場	351・Y67
山口県赤間関区治一覧表	明治13・14年統計	明治14年8月刊	総務　568
昭和7年長府町勢要覧	昭和4～6年統計		勝間田　128
大正15年豊浦郡豊東村勢概覧	大正14年統計		351・Y72
豊田下村勢一覧表		昭和7年4月刊	勝間田　129
山口県豊浦郡豊田下村勢一覧	昭和13年		351・Y75
豊浦郡岡枝村勢要覧	昭和6年統計	昭和7年4月刊	勝間田　130
山口県長門国大津郡治一覧表	明治12・13年統計		総務　566
山口県大津郡治一覧表	明治22年9月調査	大津郡役所	総務　566
郡治概況 大津郡大正5・6年度		大津郡役所（和綴）	国県　540
山口県大津郡治一班		大正10年9月刊	国県　541
大正11年4月大津郡治概要		大正11年4月刊	国県　542
大正12年深川村勢要覧	大正12年統計		351・Y81
昭和7年深川町勢要覧	昭和6年12月統計		351・Y81
昭和3年日置村勢要覧		昭和3年12月刊 日置村役場	351・Y83
昭和4年日置村勢要覧	昭和2～4年統計	昭和4年9月刊	351・Y83
田耕村勢要覧	昭和7年11月調	田耕村役場	明城　250
阿川村勢概覧（孔版）		昭和3年刊	351・Y75

吉敷郡是附録各町村累年生産額	明治44年統計		米光 85
山口県吉敷郡勢要覧	大正10年統計		351・Y50
山口市勢要覧　昭和12年版		昭和12年9月刊 山口市役所	351・Y51
山口市勢要覧　昭和13年版		昭和13年9月刊 山口市役所	351・Y51
山口市勢要覧　昭和15年版		昭和15年10月刊	351・Y51
昭和8年仁保村勢要覧	昭和8年統計	昭和9年4月刊 仁保村役場	明城 242
大正五年・十年村統計		(大道村)庶務係(原本)	内田 333
大道村況一班	大正7年統計		内田 343
大道村統計	昭和7年統計	庶務係(原本)	内田 335
吉敷郡大道村勢要覧	昭和14年1月統計		内田 344
山口県厚狭郡治一覧表	明治12・13年統計		総務 564
山口県長門国厚狭郡治一覧表	明治13・14年統計	明治14年10月刊	総務 564
山口県長門国厚狭郡治一覧表	明治17年1月調査	明治17年8月刊	総務 564
山口県厚狭郡治一覧表	明治22年統計	明治23年7月刊	総務 564
山口県厚狭郡勢一班		大正3年1月刊	明城 264
宇部市勢一班　大正12年			351・Y61
小野田町勢一班		昭和9年4月刊 小野田町役場	勝間田 131
昭和10年小野田町政概要	昭和9年統計	小野田町役場	351・Y62
昭和10年小野田町政概要	〃	〃	明城 265
山口県美祢郡治一覧表	明治17年1月調査	明治17年1月刊	総務 565

山口県玖珂郡岩国町治一覧	昭和3年4月統計	岩国町	351・Y16
山口県玖珂郡岩国町治一覧	昭和10年4月統計		明城 243
昭和3年山口県玖珂郡玖珂町勢一班			351・Y25
昭和2年度山口県玖珂郡高森町勢一班			351・Y26
山口県都濃郡治一覧表	明治13年統計		総務 561
山口県都濃郡治一覧表	明治17年6月統計		総務 561
山口県都濃郡戸田村村勢一班	大正3年6月調査(孔版)		山田 93
都濃郡戸田村村勢一班		大正4年6月刊	山田 100
山口県佐波郡統計表	明治23年1月統計	佐波郡役所	総務 562
防府町図・付町勢一覧	昭和元・2年統計	防府町	351・Y46
防府町勢要覧	昭和元年統計	昭和3年4月刊 防府町役場	351・Y46
佐波郡中関町治一覧	昭和2年調		351・Y46
中関町勢要覧	大正5～14年統計	昭和3年11月刊 中関町役場	351・Y46
山口県周防国吉敷郡治一覧表	明治13年統計	明治15年10月刊 吉敷郡役所	総務 563
吉敷郡勢	明治43年統計		米光 80
郡是制定調査材料－財政経済・社寺・感化・救済・名所旧跡の部	明治35～大正2年統計		米光 83
郡是制定調査材料－勧業・交通・治水ノ部	明治35～大正2年、主に大正元・2年統計		米光 84

昭和5年 山口県統計書	第三編（産業）	昭和6年12月刊	明城　428
昭和6年 山口県統計書	第二編（学事）	昭和8年2月刊 知事官房	351・Y00
昭和6年 山口県統計書	第三編（産業）	昭和7年12月刊	明城　429
昭和7年 山口県統計書	第一編（土地人口其他）	昭和9年2月刊	351・Y00
昭和7年 山口県統計書	第二編（学事）	昭和9年3月刊 知事官房	351・Y00
昭和7年 山口県統計書	第三編（産業）	昭和9年3月刊	351・Y00
昭和10年 山口県統計書	第四編（警察衛生）	昭和11年11月刊 総務部統計課	351・Y00
昭和11年 山口県統計書	第二編（学事）	昭和12年3月刊 総務部統計課	351・Y00
昭和12年 山口県統計書	第二編（学事）	昭和13年3月刊	351・Y00

（郡・市町村統計）

山口県大島郡治一覧表	明治14・13年統計	明治14年4月刊	総務　559
山口県大島郡治一覧表	明治18年1月統計	明治18年10月刊 大島郡役所	総務　559
大正13年久賀町治一覧	大正13年統計		351・Y13
山口県玖珂郡治一覧表	明治15年統計	明治16年11月刊 玖珂郡役所	総務　560

大正5年 山口県統計書	第二編（学事）	大正7年10月刊	明城	414
大正5年 山口県統計書	第二編（学事）	〃	米光	65
大正5年 山口県統計書	第三編（産業）	大正7年12月刊	明城	426
大正5年 山口県統計書	第四編（警察衛生）	大正8年3月刊	明城	424
大正6年 山口県統計書	第一編（土地戸口其他）	大正8年7月刊	明城	421
大正8年 山口県統計書	第一編（土地戸口其他）	大正10年6月刊	明城	422
大正8年 山口県統計書	第二編（学事）	大正10年6月刊	明城	415
大正8年 山口県統計書	第四編（警察衛生）	大正10年11月刊	明城	425
大正13年 山口県統計書	第一編（土地戸口其他）	昭和2年3月刊	明城	423
大正13年 山口県統計書	第二編（学事）	大正15年6月刊	明城	416
大正13年 山口県統計書	第三編（産業）	大正15年5月刊	明城	427
昭和5年 山口県統計書	第一編（土地人口其他）	昭和7年3月刊 山口県知事官房統計課	351・Y00	
昭和5年 山口県統計書	第二編（学事）	昭和7年3月刊	351・Y00	

大正2年 山口県統計書	第四編(警察及衛生)	大正4年9月刊	村上	13
大正2年 山口県統計書	第四編(警察及衛生)	大正4年9月刊	米光	58
大正3年 山口県統計書	第一編(土地戸口其他)	大正5年6月刊	米光	59
大正3年 山口県統計書	第一編	〃	明城	418
大正3年 山口県統計書	第二編(学事)	大正5年7月刊	明城	412
大正3年 山口県統計書	第二編(学事)	〃	米光	60
大正3年 山口県統計書	第三編(勧業)	大正5年3月刊	米光	61
大正3年 山口県統計書	第四編(警察及衛生)	大正5年7月刊	米光	62
大正4年 山口県統計書	第一編(土地戸口其他)	大正6年11月刊	明城	419
大正4年 山口県統計書	第二編(学事)	大正6年12月刊	明城	413
大正4年 山口県統計書	第二編(学事)	〃	米光	63
大正4年 山口県統計書	第三編(産業)	大正6年6月刊	米光	64
大正5年 山口県統計書	第一編(土地戸口其他)	大正7年8月刊	明城	420

昭和10年山口県勢一班		昭和12年7月刊	明城	217
昭和10年山口県勢一班		昭和12年7月刊 山口県総務部統計課	351・Y00	
山口県県勢一覧	昭和10年版	昭和10年5月刊	350・Y00	
昭和11年山口県勢一班		昭和13年8月刊	明城	218
山口県県勢一覧	昭和11年版		350・Y00	
昭和12年山口県勢一班		昭和13年12月刊	明城	219
昭和13年山口県勢一班		昭和14年12月刊	明城	220
明治45年大正元年 山口県統計書	第一編(土地戸口其他)	大正3年5月刊 山口県内務部	村上	11
明治45年大正元年 山口県統計書	第二編(学事)	大正3年5月刊	明城	410
明治45年大正元年 山口県統計書	第三編(勧業)	大正3年1月刊	米光	54
明治45年大正元年 山口県統計書	第三編(勧業)	〃	村上	10
大正2年 山口県統計書	第一編(土地戸口其他)	大正4年2月刊	明城	417
大正2年 山口県統計書	第一編	〃	米光	55
大正2年 山口県統計書	第二編(学事)	大正4年5月刊	村上	12
大正2年 山口県統計書	第二編(学事)	〃	明城	411
大正2年 山口県統計書	第二編(学事)	〃	米光	56
大正2年 山口県統計書	第三編(勧業)	大正3年12月刊	米光	57

山口県文書館架蔵統計史料目録(吉本)

山口県治一覧表	明治14年統計	明治17年1月刊	総務	524
山口県第一回統計表（複）	明治15年統計	明治18年4月刊	総務	525
山口県第二回統計表（複）	明治16年	明治18年8月刊	総務	526
山口県第三回統計書（複）	明治22年統計	明治24年5月刊 内務部第一課記録掛	総務	527
山口県治一班	明治28年統計	明治30年9月刊 山口県知事官房	明城	208
山口県治一班	明治31・32統計	明治33年11月刊	片山	129
山口県治一班	明治34年統計	明治35年12月刊	片山	130
明治43年山口県治一班	第14回	明治44年12月刊	村上	4
山口県政要覧	明治43・44統計	明治44年11月刊	明城	201
山口県政要覧	〃	〃	勝間田	135
明治44年山口県治一班	第15回	大正元年12月刊 山口県庁	村上	5
明治45年大正元年 山口県勢一班		大正2年12月刊	明城	209
大正3年山口県勢一班		大正4年12月刊	明城	210
大正5年山口県勢一班		大正7年1月刊	明城	211
大正14年山口県勢一班		昭和2年2月刊 知事官房統計係	350・	
大正15年・昭和元年 山口県勢一班		昭和3年3月刊	明城	212
昭和3年山口県勢一班		昭和5年3月刊	明城	213
昭和4年山口県勢一班		昭和6年3月刊	明城	214
山口県勢一覧		昭和4年4月刊	明城	203
昭和5年山口県勢一班		昭和7年3月刊	明城	215
昭和7年山口県勢一班		昭和9年3月刊	明城	216
山口県県勢一覧	昭和7年統計	昭和9年5月刊 山口県知事官房	350・Y00	

〈史料紹介〉

山口県文書館架蔵統計史料目録

吉　本　一　雄

明治以来、県内で刊行された統計書のうち、県立図書館・県企画部統計課架蔵の資料については、「山口図書館郷土資料目録」および「統計資料目録１巻」に収録されている。

当館にも、戦前県庁文書・諸家文書および刊本中に若干の統計書が架蔵されており、今回、昭和20年以前に刊行された統計書を対象に目録化を試みた。

なお、編集にあたり次の点に留意した。

1．目録には、史料名、内容（統計調査対象年）、発行年月・発行所、請求記号（史料請求番号）を付した。

2．請求記号は、戦前県庁文書総務＝総務、明治政府布達類＝布達類、国県行政史料＝国県、諸家文書類を勝間田○○番等とし、刊本類は当館刊本分類記号によった。

3．参考史料として、明治政府布達類・国県行政史料のなかから全国統計書を付け加えた。

（県要覧・県統計）

史　料　名	内　容	発行年月	請求記号
山口県治一覧表	明治９年１月調		総務　521
山口県治一覧概表（稿本）	明治９年６月調		総務　521-1
山口県治一覧表	明治11年統計	明治12年10月刊	総務　522
山口県治一覧表	明治13年統計	明治14年12月刊	勝間田　134
山口県治一覧表	〃	〃	総務　523

山口県文書館研究紀要　第11号

昭和59年3月31日発行

編集・発行　山口県文書館
山口市後河原松柄150－1

印　刷　株式会社　ぎょうせい